



人権学習ワークシート集Ⅷ

— 人権教育実践事例・指導の手引き(高校編 第17集) —

き
気づくことからはじめよう
みんな みんな
たいせつなひとり



「ともに生きる日本と世界の横浜」©: sayaka yokomizo/studio COOCA

横溝(よこみぞ)さやか氏:1986年伊勢原市生まれ。studio COOCA所属作家。代表作のオリジナル紙芝居「ピ・コンジュとオレニ世シリーズ」を中心に、絵画制作、紙芝居公演、ライブイベントなどさまざまな創作活動を行う。2017年に文部科学省から、障がい者の生涯学習推進のための「スペシャルサポーター大使」に任命されるなど幅広く活躍中。studio COOCA(スタジオコウカ):平塚市にあるstudio COOCAでは、さまざまなハンディキャップを持った人が、その人の好きなこと・得意なことと活躍したり、仕事を得たりするために、絵画・創作・オリジナルグッズ製造・展示販売やパフォーマンス活動を行っています。

神奈川県は

人権がすべての人に保障される

地域社会の実現をめざします。

子どもの人権

女性の人権

障がい者の人権

高齢者の人権

患者等の人権

同和問題

外国籍住民の人権

ホームレスの人権

犯罪被害者等の人権

北朝鮮当局によって

拉致された被害者等

様々な人権課題

神奈川県
神奈川県教育委員会



神奈川県

KANAGAWA

目次

はじめに	1
ワークシート集の活用の仕方について	1
学校教育における人権教育推進のために	2
高等学校の全体計画例	3

教材・解説・指導資料編

1 SNSと向き合う	4
2 子どもの人権について考えよう	12
3 障がい者の人権	20
4 公平・公正な社会をめざして（同和問題）	28
5 多文化共生社会の実現に向けた一歩	34
6 仕事や住まいを失うこと	42
7 デートDVを防ぐコミュニケーション	48
8 犯罪被害者とその家族の人権を考える	57
9 拉致問題について考えよう	64
10 ヤングケアラー〔指導資料〕	71
11 高齢者の理解	76
12 性の多様性について一緒に考えよう	83
13 ディスレクシアって何？	92
14 新型コロナウイルス感染症〔指導資料〕	101

表紙は、令和3年度人権週間に合わせて作成したポスターをデザインとしています。その中の絵は、「ともに生きる日本と世界の横浜」(C) sayaka yokomizo/studio COOCA です。

■ ■ はじめに ■ ■

生徒が人権尊重の理念「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」を理解するとともに、それが具体的な態度や行動に現れるよう、学校教育のあらゆる場面で人権教育を行うことが求められています。

このワークシート集が、学校における人権教育推進のための一助となれば幸いです。

■ ■ ワークシート集の活用の仕方について ■ ■

- 1 このワークシート集は、県立の高等学校・中等教育学校後期課程の特別活動や教科・科目の中で、人権教育に取り組む際に活用するために作成しました。
- 2 このワークシート集は、「かながわ人権施策推進指針 第2次改定版」に基づいて、様々な人権課題を取り上げています。学校や学年、学級の実態に合わせて御活用ください。
- 3 このワークシート集は、ワークシートと解説で構成しています。活用にあたっては、ワークシートはもちろんのこと解説を十分に参照し、指導者がよく研究してください。
- 4 別の冊子に収録したり、ワークシートの内容を変えて研究成果として発表するなど、研修や授業以外の目的で使用する場合には、著作権上の制約がありますので、神奈川県教育委員会にお問合せください。
- 5 ワークシートは、神奈川県ウェブサイト（「人権教育指導資料・学習教材の紹介」）からダウンロードできますので、印刷して使用してください。
- 6 各学校に配付されている「人権学習ワークシート集Ⅳ（高校編第13集）」、「人権学習ワークシート集Ⅴ（高校編第14集）」、「人権学習ワークシート集Ⅵ（高校編第15集）」及び「人権学習ワークシート集Ⅶ（高校編第16集）」に、他のワークシートとその解説を多数掲載しています。併せて御活用ください。

◆ ◆ ◆ 学習を進めるに当たって ◆ ◆ ◆

- 一人ひとりの生徒が話し合いなどに参加しやすい雰囲気をつくりましょう。
- 生徒が、他の人の考え方を尊重しながら、意見や考えの違いを認め合えるようにしましょう。他の人を傷つけるような言動があったときは、その学習の時間内で問題点を指摘し、適切に指導しましょう。
- 生徒が、ワークシートに書いた内容を他の人に見せたくない場合や話したくない場合などには、その意思を尊重しましょう。
- 学習の前に、ワークシートへの記入は書ける範囲とし、全部を記入する必要はないことを確認しましょう。

■ ■ 学校教育における人権教育推進のために ■ ■

学校教育における人権教育の在り方について

各学校が人権教育に取り組む際、人権に関わる概念や人権教育がめざすものを明確にし、教職員が十分理解した上で、組織的・計画的に取組みを進めることが大切です。

平成20年3月に文部科学省が公表した「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」において、人権教育の目標は、次のように示されています。

一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること

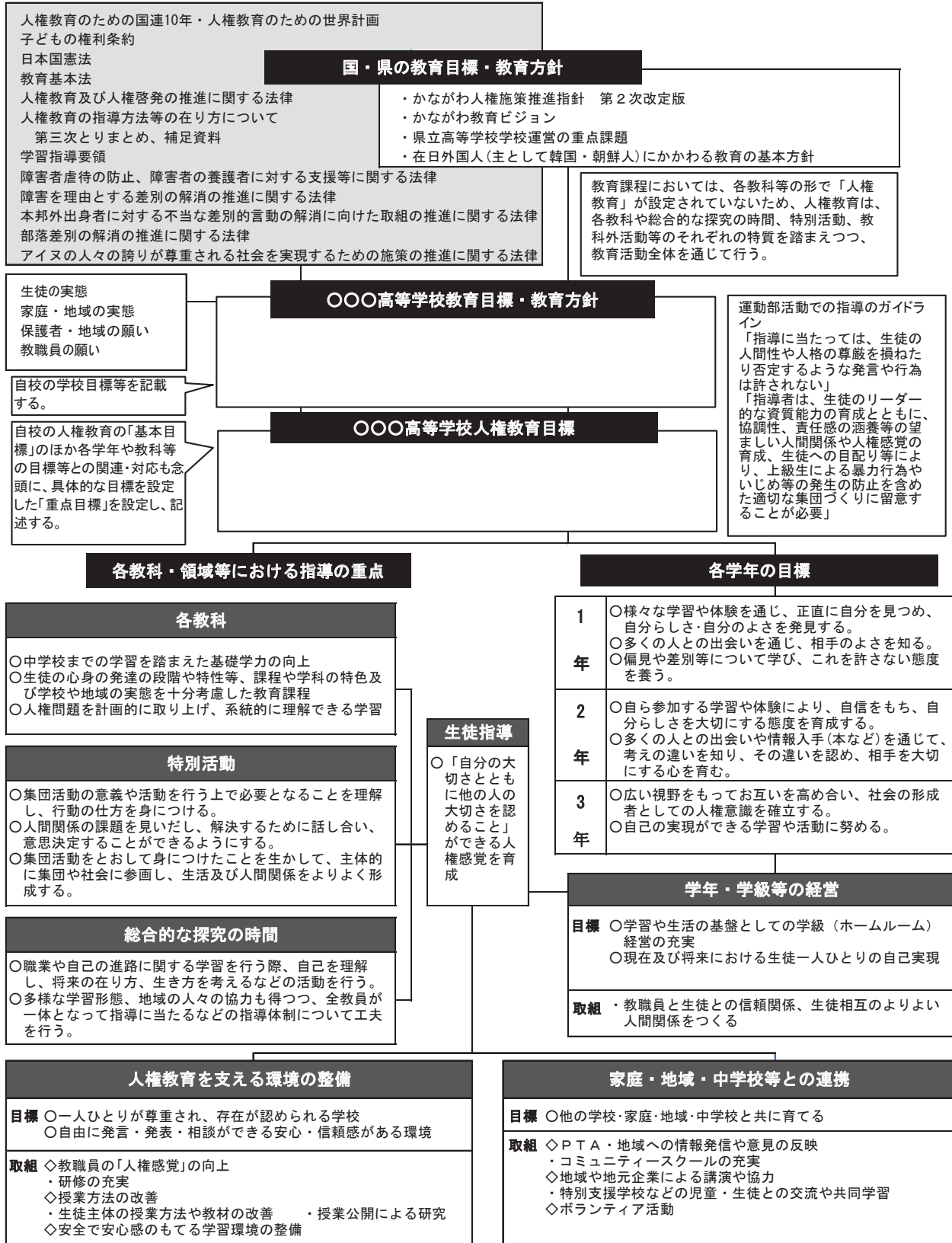
また、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるということが、具体的な態度や行動にまで現れるようにするために、各学校において、教育活動全体を通じて、例えば、次のような力や技能などを総合的にバランスよく培うことが求められています。

- ① 他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどがわかるような想像力、共感的に理解する力
- ② 考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い、わかり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能
- ③ 自分の要求を一方的に主張するのではなく、建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだしてそれを実現させる能力やそのための技能

このような力や技能を培い、生徒の人権感覚を健全に育むためには、人権が尊重される「学習活動づくり」、「人間関係づくり」、「環境づくり」が一体となった学校全体としての取組みが必要です。

また、各学校が組織的・計画的に人権教育を推進するためには、人権教育全体計画を作成することが有効です。次頁の「高等学校の全体計画例」を参考にしてください。

高等学校の全体計画例



1 SNSと向き合う

スマートフォンやパソコンを使ってメッセージのやりとりを行う交流の場として、SNS (Social Networking Service) の利用が多くなっています。特に、中高生を中心に広がり、文化・流行の一端を担っています。一方で、SNSでのやりとりの中で、不快な思いをすることや、人間関係のトラブル、さらにはいじめや自殺など、最悪な事態へ発展するケースもあります。一人ひとりが、「相手を尊重すること」を忘れずに、「SNSと人権尊重」について考えましょう。

ワーク1

(1) 自分が主に使っている（または使っていないが知っている）SNSをできるだけ多く挙げてみましょう。

--

(2) 上で挙げたSNSから1つ選び、よい所と注意すべき所をできるだけ多く挙げ、クラスで共有しましょう。

SNS :	
よい所	注意すべき所

ワーク2

次の行為は、トラブルを引き起こす可能性があります。どんなトラブルが考えられるか、書いてみましょう。また、まわりの人と、考えを共有しましょう。

(1) 私のアカウントは、公開の対象者が限定されているから、何でも載せてしまう。

--

(2) 学校のイベントの記念に撮ったクラス写真が気に入ったので、勝手に自分のアカウントに載せた。

--

(3) 仲のいいメンバーで、チャットのためのグループを作った。

--

ワーク 3

(1) あなたの経験として、あてはまるものには○を、そうでないものには×を書きましょう。

- ① 時間帯を考えなかったり、とても長いメッセージをチャットで送ったりしたことがある。 ()
- ② グループ内でのチャットで、自分のコメントに「既読」がつかなかったり、返信がなかったりすると不安になる。 ()
- ③ 友だちが、あなたが写っている写真や動画を、無断でSNSに載せた。 ()
- ④ 自分の投稿や意見に対して「いいね」などの承認が欲しいと感じる。 ()
- ⑤ グループ内のチャットで多くの意見と異なる意見を言いづらくなった。 ()

(2) 上の①～⑤は、SNSを利用する上で、起こり得る状態を表していますが、人間関係のトラブルを引き起こしてしまう可能性もあります。どんなトラブルを引き起こしてしまうのか、2つ選んで、選んだ番号と起こり得るトラブルを書きましょう。また、まわりの人と、考えを共有しましょう。

番号	起こり得るトラブル
番号	起こり得るトラブル

ワーク 4

もし、あなたが次の場面に直面したら、どう感じますか。また、どう対応しますか。考えを書き出してみましよう。

- (1) 人物を特定できる言い方で、その人の人格を否定する内容を書き込んでいる匿名とくめいのアカウントを見つけた。

- (2) あるグループチャットの他に、もう一つ別のグループチャットに入るよう頼まれ、そこで特定の人の悪口が書かれているのを見た。

ワーク 5

次のワークをとおして、どのような行為が人権侵害につながるのか、嫌な思いをしたときどんな窓口で相談したらよいか、考えてみましょう。

- (1) 違法、または権利の侵害につながるケースについて、「ケース内容」と「侵害の内容」を線でつなぎながら確認しましょう。

「ケース内容」		「侵害の内容」
「〇〇はヤブ医者」と投稿した。	・	刑法に違反
顔の画像を無許可で公開した。	・	プライバシーの侵害
個人情報を無断公開した。	・	めいよきそん 名誉毀損
わいせつな画像を公開した。	・	しょうぞうけん しんがい 肖像権の侵害

(2) 相談窓口を知りましょう。SNS上で自分が嫌な思いをした、もしくは嫌な思いをしている人を見た場合、速やかに声をあげることが大切です。親や友人、学校の先生等、相談できる人に相談しましょう。また、その他にも相談できる機関を把握し、一人ひとりが、「相手を尊重する」ことの他に、「抱え込まず、相談しやすい人に相談して、声をあげる」ことを知った上で、SNSと向き合しましょう。

違法・有害情報相談センター（総務省）	インターネットより登録
インターネット環境における違法・有害情報および安心・安全に関わる相談や疑問などを受け付けます。具体的には、著作権侵害、誹謗中傷、名誉毀損、人権問題、自殺などに関する書き込みへの対応や削除方法等を一緒に考えます。	
子どもの人権 110 番（法務省）	0120-007-110（通話料無料）
「学校でいじめを受けているが、先生や親には言えない」「辛いが、誰に相談していいかわからない」等の不安や苦しみを抱えている場合、電話での相談が可能です。法務局・地方法務局の職員、または人権擁護委員が、話を聞いて、どうしたらいいのかを一緒に考えます。相談は無料で、相談内容の秘密は守ります。	
チャイルドライン（NPO法人チャイルドライン支援センター）	0120-99-7777 （通話料無料）
18 歳までの子どものための相談先です。またチャイルドラインは、世界中の国々が話し合っにつくった「子どもの権利条約」の理念を大切にしています。子どもたちの人権が守られ、子どもも大人と同じように、一人の人間として人格や意見を尊重される、そして誰もが人間らしく生きていける社会づくりをめざしています。	

(3) SNS上で、一方的な攻撃を受けたとき、早期解決のために、次のことをできる範囲で行いましょう。

- ① 不快な内容、攻撃的な内容、動画、写真等を、スマートフォンやパソコンの画面上で保存して、記録しておきましょう。日付や時間なども記録しておく、第三者に伝えるときに、内容の整理がしやすくなります。
- ② 在籍している学校の関係者に、すぐ相談しましょう。「早期発見・早期解決」が鉄則です。担任、学年の他の先生、部活動の顧問の先生、生徒支援を担当している先生、誰でもよいので、勇気を出して、声をあげましょう。いじめと感じた場合、学校との連携やその後の対応を具体的に進めるために、「いじめ防止基本方針」についての説明を、所属している学校にお願いしましょう。各学校は、「いじめ防止対策推進法」に基づいて、「いじめ防止基本方針」を定めています。
- ③ 学校の他に、上記の外部機関の相談窓口を利用しましょう。

解説 SNSと向き合う

1 ねらい

このワークの目的は、生徒の人権侵害の問題である、いじめの発生を防止することである。文部科学省は令和3年10月13日、「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果を公開した。いじめの認知件数は、51万7,163件となった。「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」は、前年度比946件増の1万8,870件で、全体の3.6%だった。SNSを用いた「ネットいじめ」において、被害・加害経験をする生徒は割合では少ない。しかし、認知しているだけで、1万8,000件以上のネット上のトラブルがあり、その中でも、SNS利用者が、ネット上でのいじめや脅迫をとおして自殺してしまうケースがある。SNSの閉鎖性や、すぐに削除できる特性から、認知していても対応が遅かったり、そもそも認知されていなかったりする場合が、トラブルを深刻化する要因にもなり得る。

このワークでは、次のポイントを念頭において、いじめ防止のために「SNSと人権尊重」について生徒と考えたい。

- ① 情報がすぐに拡散してしまう一方で、公開が制限されたアカウントやグループチャットの閉鎖性等、SNSの独自性が誹謗中傷やいじめを急速に深刻化させる。
- ② 「SNS上で誹謗中傷やいじめがあった場合の対応」の前に、「SNS上でのトラブルを未然に防ぐ」ことを念頭に授業を展開したい。
- ③ SNS上の人権侵害につながるトラブルは、早期発見・早期解決が鉄則である。生徒・教職員ともに、被害者から相談された場合、どう対応すればいいのかを考えるきっかけにしたい。

また、いじめ防止対策推進法（平成25年）の確認と、併せて各学校のいじめ防止基本方針の運用について教職員間で確認されたい。

2 進め方

展開例（50分）

学習活動	指導上の留意点
冒頭の説明を読み、学習のねらいを生徒と確認する。	○ 「情報モラル」と「人権尊重」双方の観点から授業を展開することを、生徒と確認する。
1 ワーク1 (10分)	○ できるだけ種類の異なるSNSの特性
① 各自で(1)・(2)に取り組	

<p>む。その後、複数の生徒の回答をクラス全体で共有する。</p>	<p>について生徒と共有する。</p>
<p>2 ワーク 2 (10 分)</p> <p>① 各自で (1) ~ (3) に取り組む。その後、複数の生徒の回答をクラス全体で共有する。</p>	<p>○ 「些細なことだと判断してしまう行為」がトラブルを引き起こす可能性があることを念頭に活動する。</p>
<p>3 ワーク 3 (10 分)</p> <p>① 各自で (1)・(2) に取り組む。その後、複数の生徒の回答をクラス全体で共有する。</p>	<p>○ 自分自身の行動について、振り返る機会とする。(1) について、場合によっては、クラスで共有しなくてもよい。</p>
<p>4 ワーク 4 (10 分)</p> <p>① 各自で (1)・(2) に取り組む。その後、複数の生徒の回答をクラス全体で共有する。</p>	<p>○ 具体的な対応が、出ても出なくても、受け入れながら、進める。</p>
<p>5 ワーク 5 (10 分)</p> <p>① 各自で (1) に取り組み、答え合わせをする。</p> <p>② クラス全体で (2)・(3) の内容について共有する。</p>	<p>○ 生徒の活動はないが、情報提供として丁寧に進める。</p>

3 解説

ねらいでも述べたように、この学習では、いじめ防止のために、情報モラルと他者の人権尊重両者の視点をふまえた活動構成となっている。それぞれのワークのねらいを確認しながら授業を展開したい。

(1) ワーク 1 について

高校生が使う SNS の種類や使用用途は、めまぐるしく変化する。令和 3 年現在、ライン・ツイッター・インスタグラム等のアプリケーションが中高生の間で人気であるが、高校生が何を使うのか、主にどのような内容で使われているのか、そのメリットとデメリットは何なのかを、高校生と授業者両者が情報共有することをねらいとしている。

(2) ワーク 2 について

SNS上のトラブルは、利用者が「些細なこと」と判断してしまう行為から起こる。トラブルが起こる前のどのような行為がトラブルを引き起こすのかを知り、未然防止について考えたい。

- ① 公開の対象者が限定されていても、閲覧できる人が他の人へ拡散させてしまう可能性がある。また、「何でも載せてしまうこと」によって、閲覧している人が、不快な思いをする可能性もある。
- ② 写真に写っている人の中でも、「載せないで欲しい」と思っている人がいるかもしれない。誰でも同じ考えをもっているわけではなく、「仲がいいこと≠考えが同じこと」という点を伝えたい。
- ③ グループでの会話は、グループ参加者の意見や会話の流れが、一目でわかる点が便利である。しかし、閉鎖的な空間のため、外部からやりとりが見えない点や、一斉に意見が述べられず、話の流れが記録として残ってしまい、同調圧力が生まれやすい点など、気をつけなくてはならない環境でもある。

(3) ワーク 3 について

ワーク 2 の内容をさらに深める取組みになっている。自分がこれまでに経験したことがあるかどうか、という視点で、SNS上の自分自身の振り返りとして取り組むことをねらいとしている。項目①～⑤について、注意すべき点を生徒と確認する。

- ① 自分の都合や気持ちを優先してしまう場合があり、相手の状況によっては、対応が難しい場面や返信に困る場合もある。送るにしても時間帯、相手の状況をよく考えた上で、適切な量のメッセージを送ることが大切であることの理解を促す。
- ② メッセージのやりとりの中で、「既読のサイン」や相手からの速やかな返信を求めてしまうことがある。しかし、相手の状況やタイミングを尊重することが大切である。「既読のサイン」がなかったり、返信がなかったりすることで、相手に同じ内容のメッセージを複数回送ることは避けるべきであることの理解を促す。
- ③ 他の人のメッセージや自分のアカウントに一度載せた写真や動画は、知らない所で知らない人へと拡散する可能性が大いにあり、残り続けてしまう。一度、公開した画像や動画は、一人歩きする可能性が高く、ネット上から完全に消える確実性はない。
- ④ 「いいね」等の自分の意見に対する共感を求める承認欲求が、ときには、過度な意見となり他者を不快な思いにさせるほか、特定の人へ対する攻撃性のあるメッセージになってしまうケースがある。「自分の意見の発信とそこへの承認」という主観性と「自分の意見が他者を傷つけてしまう可能性はあるか」という客観性双方のバランスをよく考えさせたい。
- ⑤ グループでのチャットでは、同調圧力が生じやすい。「同じ意見を言わなければ、

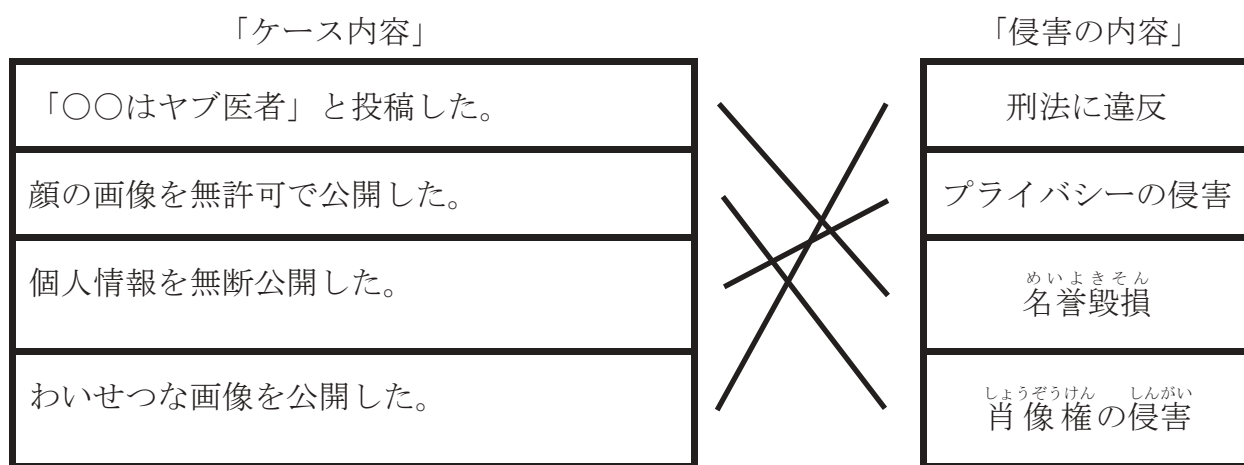
空気を悪くしてしまう」「思っていることと少し違っているけど、話が複雑になるから、言わない」等の、いわゆる「空気を読む」ことを求められ、自分の意見が言えない場面が生じる可能性が高い。楽しい会話が一転し、気を遣わなければならない会話に変わってしまう。

(4) ワーク4について

ワーク1からワーク3までは、SNS上のトラブルが起こる前の段階についての取組みだが、ワーク4からは、トラブルが起こった後の対処方法について考えていきたい。ここでは、実際に起こった事案をケーススタディとして活用し、高校生なりの対処方法を引き出すことをねらいとしている。対応の仕方の考えは、生徒一人ひとりによって異なり、具体的な内容が挙がらなくても、受け入れながら進める。

(5) ワーク5について

(1)では、人権を侵害する具体的な行為と、何を侵害してしまうのかについて確認することをねらいとしている。(2)、(3)では、被害者となった場合に、どのように対応すればよいのかを、具体的に紹介している。生徒自身の活動はないが、迅速かつ効果的な解決方法を見つけるために、丁寧に指導を行っていく。



○ 肖像権：誰でも勝手に自分の容姿を撮影されたり、それを無断で公開されたりすることを好ましく思わない。誰かに無断で撮影されたり、公開されたりしないための権利を「肖像権」という。

<参考資料>

- ・「NHKスマホ・リアル・ストーリー」
NHKスマホ・リアル・ストーリー制作班 著 岩崎書店 令和元年9月
- ・「いじめを本気でなくすには」 阿部泰尚 著 KADOKAWA 令和2年4月
- ・「ネットいじめの構造と対処・予防」 加納寛子 編著 金子書房 平成28年7月
- ・「SNS上での誹謗中傷への対策に関する取組の大枠について」
総務省 総合通信基盤局 令和2年7月

2 子どもの人権について考えよう

児童虐待の現状を広く知り、子どもの虐待について学びましょう。子どもが虐待を受けて育ったときの影響や、子どもを虐待から守る条約や権利について知りましょう。

ワーク 1

(1) 「虐待」とは、どのような行為や行動を指すと思いますか。

--

(2) 「虐待」は、「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト」「心理的虐待」の四種類に分類することができます。それぞれ具体的にどのような行為が虐待にあたるのかを調べ、記入しましょう。

	具体例
身体的虐待	
性的虐待	
ネグレクト	
心理的虐待	

(3) 「虐待」と「しつけ」の違いは何だと思いますか。考えてみましょう。

--

(4) 「虐待」が起りやすい原因として考えられることを記入しましょう。

--

ワーク 2

(1) 子どもがワーク 1 のような虐待を受けて育つと、その子どもにはどのような影響が起これると考えられますか。考えられる影響を記入してみましょう。

(2) もし自分が虐待に気づいたときにできること、社会的に必要なことを、考えたり調べたりしてみましょう。

- ・気づいたときにできること

- ・社会的に必要なこと

(3) 子どもを守る法律があります。以下のことについて調べてみましょう。

① 児童福祉法

- ・制定された年
- ・制定された目的

- ・規定されていること

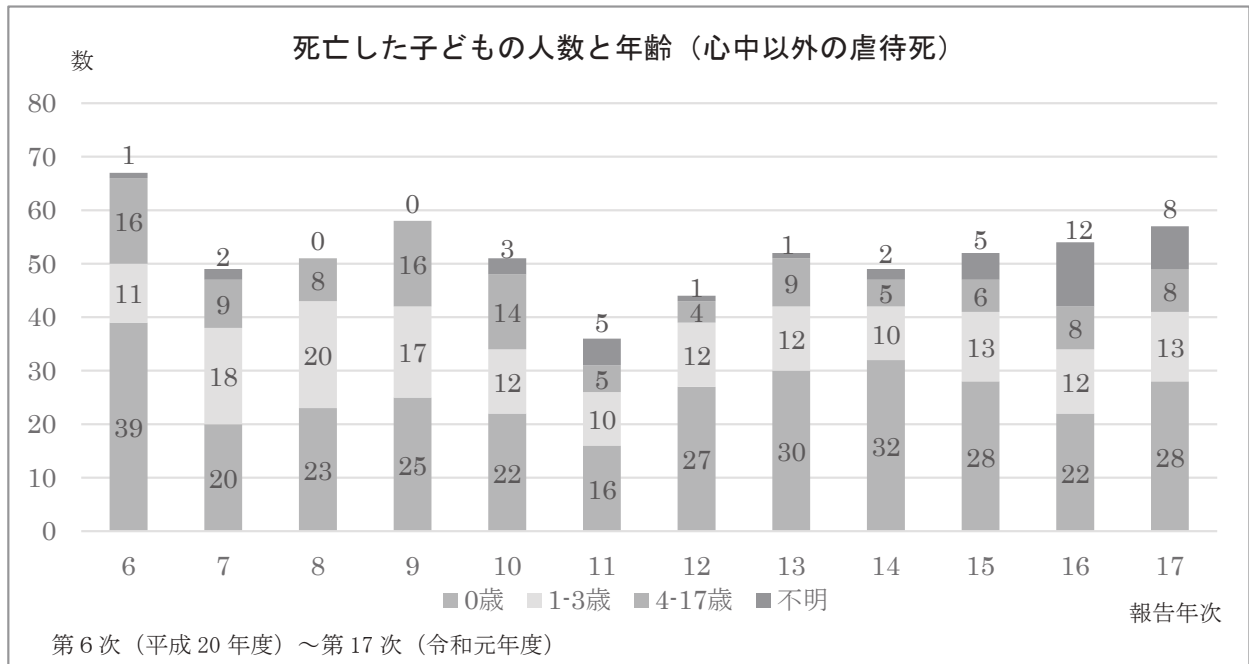
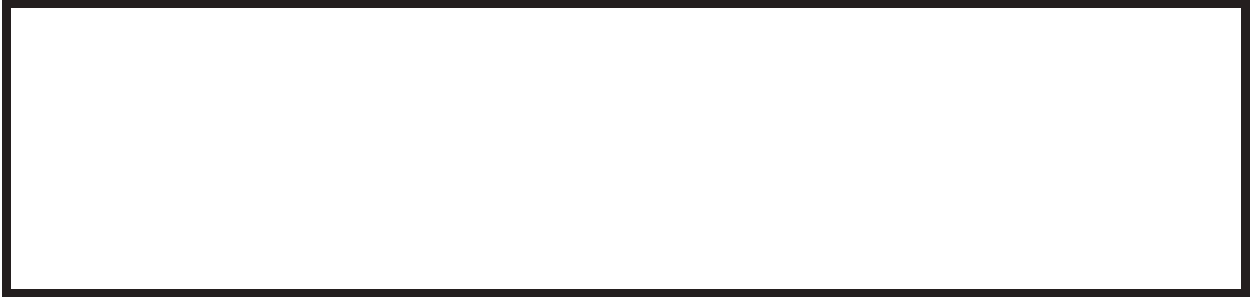
② 児童虐待の防止等に関する法律（通称： ）

- ・制定された年
- ・制定された目的

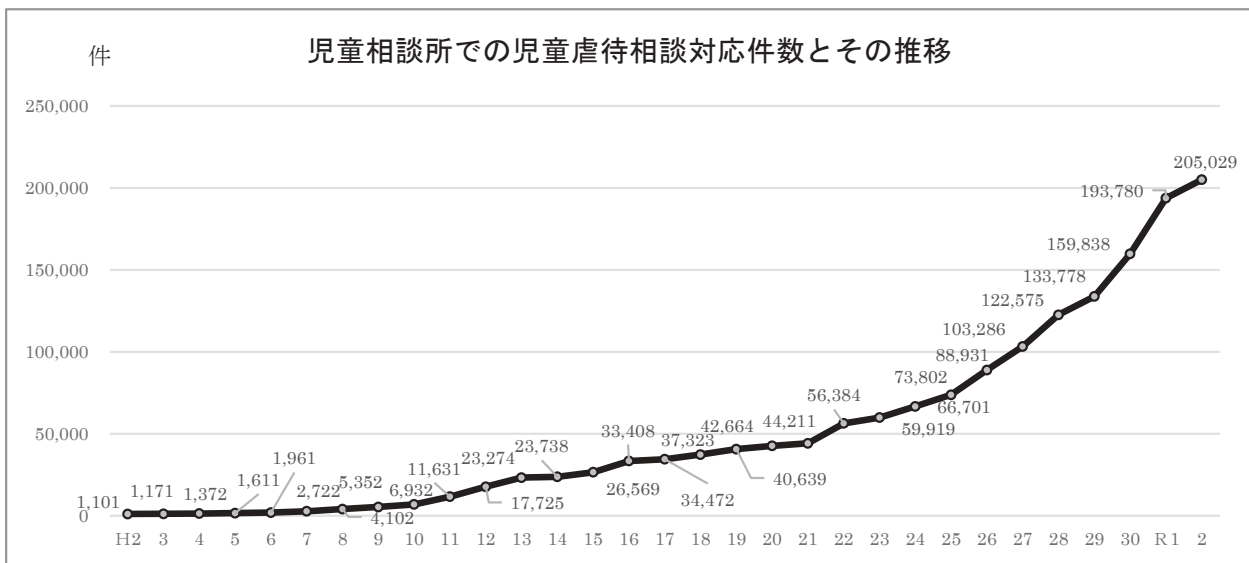
- ・規定されていること

ワーク 3

(1) 下のグラフを見て、気づいたことを書きましょう。



子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第17次報告）より



厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/>より

(2) 子どもの虐待は隠されていることがほとんどです。虐待している保護者はもちろん、虐待されている子どもも自ら助けを求めることはなかなかできません。潜在化している虐待をくい止めるためには、周囲の皆さんの“気づき”がとても大切です。次に、「子ども虐待」のサインを示します。

子どもの様子	不自然な傷や同じような傷が多い、原因のはっきりしないケガをしている、治療していない傷がある、極端な栄養障害や発達の遅れがみられる（低身長・低体重）
表情	表情や反応が乏しく活気がない（無表情）、ボーっとしている、おびえた泣きかたをする、養育者と離れると安心した表情になる
行動	食事に異常な執着を示す、衣服を脱ぐとき異常な不安を見せる
他者との関わり	他者とうまく関われない、繰り返し嘘をつく、態度がおどおどしている、親や大人の顔色をうかがう、誰かれなく大人に対して警戒心がうすい（なれなれしい、ベタベタする）、保護者が迎えにきても帰りたがらない、他者との身体接触を異常に怖がる
生活の様子	衣服や身体がいつも不潔である、基本的な生活習慣が身につけていない、予防接種や健康診査を受けていない、年齢不相応の性的な言葉や性的な行為がみられる、夜遅くまで遊んだり徘徊している、家に帰りたがらない

子ども虐待は「いつでも」「どこでも」「誰にでも」起こり得るものです。子どもや保護者の些細な変化に「まさか」「そんなはずはない」と見過ごさないで、注意深く見守る視点が早期発見の第一歩となります。

(3) これまで学んだことをふまえ、虐待や子どもの人権について、考えたことを書きましょう。

解説 子どもの人権について考えよう

1 ねらい

児童虐待の現状を広く知り、子どもの虐待について学ぶ。また、子どもが虐待を受けて育ったときの影響や、子どもを虐待から守る条約や権利について知る。

2 進め方

展開例 (50分)

学習活動	指導上の留意点
1 ワーク1 (15分) ① 虐待について、どのようなイメージをもっているかを考える。 ② 「虐待」がどのような行為をさしている言葉なのかを調べる。 ③ 「しつけ」と「虐待」の差は何か、自分の考えを記入する。 ④ 「虐待」について理解した上で、どのような環境が虐待を引き起こしやすいのかを考えてみる。	○ 「児童福祉法」や「児童虐待の防止等に関する法律」に定義されている「虐待」について学び、「虐待」とはどのような行為を指すものかを具体的に知る。また、なぜ虐待が起こってしまうのか、自分なりに考えるよう促す。 ※本法律等で規定される児童とは、18歳未満の者が対象となっていることに触れたい。
2 ワーク2 (20分) ① 「虐待」を受けた子どもたちが、どのような影響を受けると考えられるか、各自考える。 ② 子どもを守る法律や、施設について調べ、学ぶ。	○ 「虐待」とはどのような行為を指すものかを知った上で、どのような影響を受けると考えられるか、具体的に考えたり、調べるよう伝える。また、虐待から子どもを守る法律や施設などがあることを知ることで、虐待が疑われたり、受けている子どもに出会ったりしたときに、できることを知るよう指導する。
3 ワーク3 (15分) ① グラフから、虐待の発生件数や年齢を読み取る。 ② 虐待を見つけたとき、ワーク1以降で学んだことをふまえながら、どのように対処することができるのかを考える。	○ 「虐待」について学んだあとに、改めて虐待の発生件数や年齢層を知ること、 「虐待」という行為が身近にあることを知る。また、虐待に限らず、子どもの人権について広く考えるきっかけとする。

3 解説

(1) ワーク1について

虐待とはどのような行為を指し、どのような環境で起こり得るのかなどの基本的な知識を知る。

①身体的虐待	子どもの身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること 具体的には、首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、逆さづりにする、激しく揺さぶる、熱湯をかける、やけどさせる、溺れさせる、冬戸外に閉め出す、意図的に子どもを病気にさせる・・・など
②性的虐待	子どもにわいせつな行為をすることやさせること 具体的には、子どもへの性交、性的ないたづらをする、性的行為を強要する、性器や性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体とする・・・、異性への嫌悪感を植えつけるなど
③ネグレクト	子どもの心身の正常な発達を妨げる著しい減食または長時間の放置そのほかの保護者としての責任を著しく怠ること 具体的には、適切な食事を与えない、ひどく不潔なままにする、病気やケガをしても病院へ連れて行かない、乳幼児を自動車や家に置き去りにする、家に閉じ込める、子どもにとって必要な情緒的欲求に応じていない（愛情遮断など）、同居人が虐待をしても放置する・・・など
④心理的虐待	子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと 具体的には、言葉でおどす、脅迫する、子どもの心を傷つける言動をくり返す、無視したり、拒否的な態度をとる、きょうだい間で差別的な扱いをする、子どもの目の前で配偶者などに暴力をふるう・・・など

・「虐待」と「しつけ」の違いについて

「しつけ」は、なぜ叱られたのかを理解させることが大切なことである。虐待としつけの二者間には、しっかりと線引きできないグレーゾーンが存在するが、多数の事例に関わってきた福祉、保健関係者や精神科医、小児科医などが言うように「子どもが耐え難い苦痛を感じることであれば、それは虐待である」と考えるべきである。保護者がしつけのつもりでも、暴力や暴言で子どもを追いつめ、子どもの心身を傷つけ、健全な成長や人格形成に深刻な影響を与えるものであれば、それは虐待なのである。

・虐待が起きやすい要因について

保護者側のリスク要因と養育環境側のリスク要因に分けて考えることができる。

保護者側のリスク要因	妊娠そのものを受容することが困難（望まぬ妊娠、10代の妊娠）、子どもへの愛着形成が十分に行われていない（妊娠中に早産等何らかの問題が発生したことで胎児への受容に影響がある。長期入院）、マタニティーブルーや産後うつ病など精神的に不安定な状況、元来性格が攻撃的・衝動的、医療につながっていない精神障害、知的障害、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存、被虐待経験、育児に対する不安やストレス（保護者が未熟など）など
養育環境のリスク要因	未婚を含む単身家庭、内縁者や同居人がいる家庭、子連れの再婚家庭、夫婦関係を始め人間関係に問題を抱える家庭、転居を繰り返す家庭、親族や地域社会から孤立した家庭、生計者の失業や転職の繰り返しなどで経済不安のある家庭、夫婦不和、配偶者からの暴力等不安定な状況にある家庭、定期的な健康診査を受診しないなど

(2) ワーク2について

虐待を受けた影響については、年齢や性別、性格などで個人差があるものの、以下の影響が出ると考えられている。

①身体的、知的発達の遅れ	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまなケガ、やけど、骨折、脱水症、ひどい場合は重度の後遺症や死亡 ・栄養失調、愛情不足による発育不良（低体重・低身長） ・知的発達の遅れ ・性感染症にかかる、妊娠するなど
②愛着障害、人間関係の構築困難	<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価が低く、自信や自尊心がもてない ・人の顔色をうかがう、おびえた表情を見せる ・表情がぎこちない、感情を表さない ・気分が変わりやすく、すぐに怒ったり、パニックになったりするなど
③非行、攻撃的な性格	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢相応の生活習慣を身につけていない ・人間関係がうまく築けない ・すぐに暴力をふるう、わがままや自分勝手な態度、極端にベタベタと甘える ・家出、盗み、いじめなどの問題を起こすこともある ・自分が親になったときに虐待を繰り返してしまうこともあるなど

子どもを守る法律について

①「児童福祉法」	昭和 22 年に制定された法律で、児童が良好な環境において生まれ、且つ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。関係相談機関のひとつである〔児童相談所〕（第 12 条）や被害者を居住させ保護する施設のひとつとして考えられている〔母子生活支援施設〕（第 38 条）について規定されている。
②「児童虐待の防止等に関する法律」（通称・児童虐待防止法）	平成 12 年 11 月に施行された法律。「児童福祉法」が有効に行使されていない中、1990 年代に子どもの虐待が社会問題化し、「子ども虐待に対応するための法律が必要だ」という声が高まったために制定された。「児童虐待防止法」では、子どもに対する虐待の定義や虐待の発見や通告などを関係者に強く訴えるものとなっている。また、制定後の 2 回の改正では、児童虐待の定義の見直しや、通告義務の拡大、支援などが強化されている。

※ 本法律等で規定される児童とは、18 歳未満の年齢までが対象となっている。

<引用文献>

- ・「子どもの虐待の種類と特徴」、「虐待はなぜ起こるのか?」、「虐待による子どもへの影響」、「虐待のサインを見つけるには」
神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課ホームページ
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/cnt/f533519/index.html>
- ・「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第17次報告）」
児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 令和 3 年 8 月
- ・「令和 2 年度児童相談所での児童虐待相談対応件数」
厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/>

<参考資料>

- ・「子ども虐待防止 オレンジリボン運動」 <https://www.orangeribbon.jp/>
- ・「横浜市子ども虐待防止ハンドブック（平成 30 年度改訂版）」
横浜市こども青少年局こども家庭課 平成 30 年 11 月
- ・「児童虐待対応マニュアル」 神奈川県教育委員会 令和 2 年 5 月

3 障がい者の人権

平成 28 年 7 月 26 日、津久井やまゆり園にて痛ましい事件が起きました。この事件を受け、平成 28 年 10 月 14 日に「ともに生きる社会かながわ憲章」が定められました。その中で「私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します」とあります。障がいのあるないに関わらず共に生きるために、当事者の思いを知ることはとても重要です。ここでは、当事者の思いにふれ、共に生きる社会の実現のために、今の自分たちに何ができるか考えていきましょう。

ワーク 1

津久井やまゆり園事件について、知っていることを書きましょう。

ワーク 2

次の文章は、自閉症の当事者である東田直樹さんが自身の思いをまとめた著書「自閉症の僕の七転び八起き」から抜粋したものです。文章を読んで著者の思いを知り、質問に対して答えてみましょう。

自閉症者の孤独

自閉症という言葉には、自分を閉じ込めるといった印象があると思います。でも、それは間違いです。確かに、自閉症者は人と関わるのが苦手ですが、心はいつも、外に開いています。もしも、本当に心を閉ざしていたら、奇声を上げることも、パニックになることもないでしょう。それは、感情が表に出ている証拠です。心が閉じていても、開いていても、そんなことどちらでも構わないと思う人もいるかもしれません。でも、それでは、だめなのです。自閉症とは心を閉じている障害ではないという事実を、みんなに知ってもらわなければいけないからです。自閉症者は心を閉じているために、人と関わらないのではありません。開いているのに、気づいてもらえないので

す。外に出るためには、人の力が必要です。どうか、僕たちに、この社会で生きるための力をかしてください。

話せない自閉症者の孤独について、僕は陽が昇る前の暗闇のようだと、いつも思っています。希望は、すぐ側にあるのに、夜が明けることなど、まるで想像もできないからです。みんな、話せない自閉症者がどれだけ孤独か、きっとわかっていません。考えてみれば、人は生まれてから死ぬまで、誰もがひとりなのです。すべての時間や思いを共有できる人など、存在しません。他の誰かとつながることで、自分はひとりではないと思いつむのではないのでしょうか。そういう点から考えると、話せない自閉症者は、最も孤独な人になります。しかし、もともと人は孤独なものだと割り切ることができるのであれば、それほど特別な存在ではないのかもしれない。孤独な人にも、思い出は平等に残ります。言葉でうまくつながれなくても、人を愛したり、人から愛されたりした経験は、その人の心の中に大切な記憶として、刻まれるでしょう。自分が本当に孤独だったのかどうかは、死ぬときわかるのではないかと、考えています。

話せない自閉症者は、誰とも心を許し合うことができないと、心配している人もいるでしょう。話せないのだから、胸の内をわかってもらえないのは仕方ないことです。それは悲しい現実ですが、それほど悲観することもないのではないのでしょうか。なぜなら、心の中にも友達はつくれるからです。自分であって自分ではない人間が、心の中にすんでいるのです。僕はまるで、親友のような自分に楽しいとき、悲しいとき話しかけます。だからこそ、自分のことを嫌いにならないでほしいのです。自分のことを嫌いになったら、心の親友も失ってしまいます。理想の自分には、ほど遠いと感じている人が、自分を好きでい続けるのは難しいことです。話せない自閉症者に「あなたのことを好き」と伝えてあげてください。人から好きと言われることで、自分でもずっと好きでいられると思います。

誰でも辛いのは、誤解されたとき、自分で弁解できないことではないのでしょうか。周りの人は、気持ちが伝えられなくて、どんなに辛いだらうということについては考えてくれますが、言い訳できないことについてはどうでしょう。本当は、やりたくないのにやってしまう、言いたくないのに声が出る、謝りたいのに謝れないなど、自閉症者の言動は、誤解されてしまうことだらけです。弁解できない状況ほど、苦しいことはありません。自閉症者は変わった言動をとるかもしれませんが、みんなと違う種類の人間ではないと思っています。善い人間だと信じて接してほしいのです。どうしようもない奴だと思われていると、それは本人にも伝わります。周りの評価で、その人の価値というものは、決まってしまうのではないのでしょうか。人の心を育てるのは、愛情です。

「自閉症の僕の七転び八起き」 東田直樹 株式会社 KADOKAWA（令和元年 10 月）より

(1) 自閉症の特性について、著者が記載していることを書いてみましょう。



(2) 著者が文章の中で、周囲に分かってほしいと訴えていることを書いてみましょう。



(3) 著者の思いを知った上で、自閉症の方にどのように接したらよいか記入しましょう。記入した内容をもとにグループで意見交換をしましょう。



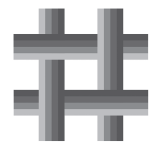
ワーク 3

- (1) ワーク 1・ワーク 2 をとおして、障がいのあるなしに関わらず、誰もが居心地のよい社会とは、どのような社会でしょうか。記入した内容をもとにグループで意見交換をしましょう。

- (2) 「ともに生きる社会かながわ憲章」を確認し、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会の実現のために、わたしたちができることを考えて書きましょう。

ともに生きる社会かながわ憲章

- 一 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 一 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 一 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます



ともに生きる社会
かながわ憲章
KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

解説 障がい者の人権

1 ねらい

平成 28 年 7 月 26 日、津久井やまゆり園にて痛ましい事件が起きた。この事件を受け、平成 28 年 10 月 14 日に「ともに生きる社会かながわ憲章」が定められた。その中で「私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します」とある。そのためには、私たち一人ひとりが先入観にとらわれることなく、様々な機会をとおして障がいに関する理解を深め、それぞれのできる範囲のサポートや付き合い方を考えていく必要がある。

ここでは、会話のできない重度の自閉症でありながら、パソコン等を活用して他者とコミュニケーションをとる東田直樹さんの著書から著者の思いにふれ、ともに生きる社会の実現のために、今の自分にできることを考える意欲や態度を育みたい。

2 進め方

展開例（50分 3～4人のグループを作る）

学習活動	指導上の留意点
1 ワーク 1 (10分) ① 津久井やまゆり園事件について、知っていることを各自で記入する。 ② 解説を聞く。	○ 生徒や家族に当事者がいる可能性もふまえ、授業を展開する。
2 ワーク 2 (25分) ① 各自で抜粋した文章を読む。 ② 当てはまる内容を書き出す。 ③ 各自で当事者への接し方について記入し、グループで意見交換をする。	○ 感じたままに記入するように促す。 ○ できるだけ多く書き出すように促す。 ○ 時間があればグループで話し合う。 ○ まわりの意見を共感的に受け止めるようにする等、互いの意見を尊重するように促す。
3 ワーク 3 (15分) ① 各自の考えを記入する。 ② 各グループの意見を紹介し、まとめを行う。 ③ 「ともに生きる社会かながわ憲章」を改めて確認して、各自で自分たちができることを考える。	○ 感じたままに記入するように促す。 ○ 相手の気持ちに寄り添い、今の自分にできることを考えることは、一人ひとりの違いを理解し認め合う関係をつくることへつながることを強調する。 ○ 時間があればグループで話し合う。

3 解説

(1) ワーク 1 について

ワーク 1 では、「ともに生きる社会かながわ憲章」が定められた背景について確認することで、障がい者の人権について考えるきっかけとしたい。

平成 28 年 7 月 26 日、県立の障害者支援施設である「津久井やまゆり園」において 19 人が死亡し、27 人が負傷するという、大変痛ましい事件が発生しました。この事件は、障がい者に対する偏見や差別的思考から引き起こされたと伝えられ、障がい者やそのご家族のみならず、多くの方々に、言いようもない衝撃と不安を与えました。私たちは、これまでも「ともに生きる社会かながわ」の実現をめざしてきました。そうした中でこのような事件が発生したことは、大きな悲しみであり、強い怒りを感じています。このような事件が二度と繰り返されないよう、私たちはこの悲しみを力に、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現をめざし、ここに「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めます。

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

「ともに生きる社会かながわ憲章」神奈川県（平成 28 年 10 月）

(2) ワーク 2 について

ワーク 2 では、東田直樹さんの著書（抜粋）を読み著者の思いに触れることで、当事者の思いを大切に育むきっかけとしたい。まずは、著者の思いや考えを各自でワークに書き出すことで、当事者の思いに寄り添う心を育み、感じたことや考えたこと、当事者の思いを知った上でどのような接し方をするかなどについて、グループで協議をして他者の意見を聞くことによって、より自分自身の考えを明確にしてほしい。自分にとっては「なんで？」と疑問に思うような行動でも、当事者にとっては理由のある行動であることを強調し、それが相手を傷つけるような行動でなければ、まずは「見守る」などの付き合い方からでも良いことを伝える。

< 著者紹介 >

「自閉症の僕の七転び八起き」東田直樹（ひがしだ・なおき）。平成 4 年 8 月生まれ。千葉県出身。会話のできない重度の自閉症でありながら、パソコンおよび文字盤ポインティングにより、援助なしでのコミュニケーションが可能。小学 6 年生から中学 3

年生まで特別支援学校で学んだ後、平成 23 年 3 月アットマーク国際高等学校（通信制）卒業。第 4 回・第 5 回「グリム童話賞」中学生以下の部大賞受賞をはじめ、受賞歴多数。13 歳のときに執筆した「自閉症の僕が跳びはねる理由」（エスコアール）で、理解されにくかった自閉症者の内面を平易な言葉で伝え、注目を浴びる。同作は国際的作家デイヴィット・ミッチェルにより翻訳され、平成 25 年 7 月にイギリス版「The Reason I Jump」が刊行。Amazon. UK のベストセラーリスト 1 位にランクインし、アメリカ、カナダでも 10 万部を突破。現在 30 か国以上で出版され、世界的ベストセラーとなっている。他の著書に「あるがままに自閉症です」（エスコアール）、「風になる」（ビッグイシュー日本）、「跳びはねる思考」（イースト・プレス）、詩集「ありがとうは僕の耳にこだまする」（KADOKAWA）、絵本「ヘンテコリン」（エスコアール）など多数。北海道から沖縄まで全国各地で講演会を開催し、精力的に活動を続けている。

<参考資料>

- ・自閉スペクトラム症（自閉症、広汎性発達障害、アスペルガー症候群、自閉症スペクトラム、高機能自閉症）のある子どもたちへの支援

個々の障がいの程度は連続体（スペクトラム）であり、区分することは難しい、知的発達や言語発達の遅れの程度等による分類は廃止されている。自閉スペクトラム症は、次の二つにより診断され、これらの症状は幼児期早期から認められ、日々の活動を制限するか障害するものとしている。

- ① 持続する相互的な社会的コミュニケーションや対人的相互反応の障害
- ② 限定された反復的な行動、興味、または活動

この子どもたちは、相手の気持ちや周囲の状況、雰囲気を読みとることが苦手なため、対人関係をうまく結ぶことができず、集団への不適応を示すことが多くなる。具体的な支援として、その日の予定や授業の予定など、見通しが持てると安心して取り組める。体育祭、遠足といった日常の学校生活と違う場面では、見通しが持ちにくく、不安が高まる場合があるので、事前に児童・生徒や保護者と話し合い、不安を軽減することが大切である。具体的な場面でどのように行動したり、会話を進めたりしたらよいかを丁寧に伝えていく必要がある。

また、感覚（聴覚、味覚、触覚など）の過敏さのある児童・生徒もいる。例えば、小さな音が気になって集中できない、特定の音が苦手、味や食感でどうしても食べられないものがある、決まった洋服しか着られないなどとして見られることがある。そういった児童・生徒には特性を理解しながら、少しずつ経験を広げることや、刺激の軽減、困難な状況になった時の望ましい対処方法を丁寧に教えるなどの支援が大切である。

さらに、多くの人々が聴覚情報よりも視覚情報の方が比較的理解しやすいという様に情報の受け取り方に偏りがある。その特性をいかして活動できるよう配慮すると

学習活動に参加しやすくなる。具体的な支援方法としてよく知られているのが「構造化」である。構造化には、決まった場所で決まった活動を行う「場所の構造化」、始めと終わりを明確にしたり、次にやるべきことを提示したりする「時間の構造化」、学習や作業工程を写真などの視覚的手がかりで明示し見通しをもって行動できるようにする「作業の構造化」などがある。構造化とは個々の児童・生徒の特性を理解した上で、その児童・生徒が理解しやすい環境を設定するための工夫である。自閉スペクトラム症の特性の現れ方は一人ひとり異なる。そのため、学習能力や児童・生徒の長所、苦手とするところなど多様な方法でアセスメントし、その子どもに合った指導の手立てを工夫すること、日々の成長に合わせて、その内容を見直し、変えていくことが大切である。

「支援を必要とする児童・生徒の教育のために」 神奈川県立総合教育センター

（3）ワーク3について

ワーク3では、自分はもちろん、誰でもが居心地のよい社会とは、どのような社会なのかを想像し、改めて『ともに生きる』に込められたメッセージを考え、自分たちにとっての「ともに生きる社会」とはどのような社会なのかを意見を出し合う。最後に、誰もがその人らしく生活できる学校や地域とは、どのような空間であるかを共有しながら、障がいのあるなしに関わらず、一人ひとりが輝ける学級や学校にすることを伝える。

<引用文献>

- ・「ともに生きる社会かながわ憲章」 神奈川県 平成28年10月
- ・「自閉症の僕の七転び八起き」 東田直樹 著 株式会社KADOKAWA
令和元年10月
- ・「支援を必要とする児童・生徒の教育のために」 神奈川県立総合教育センター
令和2年3月

4 公平・公正な社会をめざして（同和問題）

昭和 40 年の同和対策審議会答申は、同和地区出身者の就職の状況について「近代的な大企業への就職はきわめて少ない」と述べ、その原因は「基本的には社会的差別と偏見」であると指摘しています。その当時は、会社独自の履歴書により、家庭の経済力や親の職業・学歴などの記載を求め、これらの内容を選考の基準としている会社がありました。また、履歴書に記載させた本籍情報や、採用選考時に提出させた戸籍抄本をもとに身元調査が行われることもあり、これらのことにより同和地区出身者などが就職差別を受けることがありました。

このような状況の中で、生徒を就職差別から守るため、生徒本人の適性と能力に関わりのない項目を応募用紙から取り除くよう企業に求める取組みが、学校現場を中心に進められ、昭和 48（1973）年に労働省と文部省が、新規高卒者の採用選考時における応募書類は、就職差別につながる事項を除いた「全国高等学校統一用紙」を使用し、戸籍謄（抄）本等の提出を求めないこととされ、現在に至っています。

採用選考は本人の適性と能力に基づいて行われるという認識を持ち、面接等の際に差別につながる質問などに気づくことが大切です。

ワーク

採用選考に関係する次の事例における問題点を考えましょう。

事例 1 Aさんは、自分の通っている高校の進路指導室で求人票を見て、1つの会社を見学しました。その会社が気に入ったAさんは、応募書類を提出し、求人票に記載のあった面接試験の練習をし、試験の案内を待っていたところ、突然「書類選考により不合格」の通知が学校に送られてきました。求人票には書類選考との記述はありませんでした。Aさんは、記載のなかった書類選考で不合格となったことにも驚きましたが、提出した履歴書や学校の調査書のどの記載で不合格となったのかも気になり、次の受験どころではなくなりました。

事例 2 プログラミングを得意とするBさんは、ある会社の求人票の仕事内容に、「製品管理、プログラム修正等」と記載されていたので、興味をいだき見学をしました。その会社の試験当日、面接において、面接官から「女性のあなたに向いていると思いますか。」と質問がありました。質問の趣旨を理解することができず、頭が真っ白になったまま、帰宅しました。

事例3 成績が優秀で、特に語学力を生かしたいCさんは、求人票の中から見つけたある商社を受験することになりました。その試験当日、面接において、面接官から「あなたの生まれはどこですか。」と質問がありました。学校では、先生にも自分の適性や能力を伝えられるようにと、面接の練習を指導してもらったのに、その後は答えるのも嫌になってしまいました。



履 歴 書

令和 年 月 日現在

写真を貼る位置
(30×40mm)

ふりがな		性別	
氏名			
生年月日	昭和・平成 年 月 日(生(満)歳)		
ふりがな			
〒			
現住所			
ふりがな			
〒			
連絡先			

(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)

学 歴 ・ 職 歴	平成 令和	年 月	高等学校入学
	平成 令和	年 月	
	平成 令和	年 月	
	平成 令和	年 月	
	平成 令和	年 月	
	平成 令和	年 月	

(職歴にはいわゆるアルバイトは含まない)

	(応募書類)
資格等	取得年月 資格等の名称
趣味・特技	校内外の諸活動
志望の動機	
備考	

資料1

求人番号

36010- 11499

受付年月日 令和〇年〇月〇日
受付安定所 〇〇公共職業安定所

求人票 (高卒)

事業所番号

3601-919937-2

資料2

事業所名 〇〇電子工業 株式会社

4 選 考

應 募 ・ 選 考 場 所 ・ 考 者	受付期間	9月5日 ~ 9月11日	選考日	⑮	9月16日 以降随時	複数応募	可 (令和元年10月1日以降)	選考結果	面接選考結果通知 面接後10日以内
	既卒の応募	既卒応募 可 (卒業後概ね3年以内) 高校中退者応募 可	入社日	(既卒者等の入社日) 随時	(赴任旅費) あり	応募前職場見学	可	補足事項欄参照	
	選考場所	〒170-0013 東京都豊島区東池袋1丁目 町田駅 から 徒歩10分		考 方 法	(19)	面接 適性検査 その他	〇〇テスト、△△△試験		
	担当考者	課係名 人事総務課 リーダー	電話番号 99-9999-9999	内線 []	氏名 コウロウ ハナコ 厚労 花子	F A X			

◆就職を希望する生徒の皆さんへ◆

— 公正な採用選考を考えるためのQ&A集 —

令和3年 神奈川県教育委員会

<公正な採用選考とは>

「公正な採用選考」とは、すべての人の就職の機会均等を保障するために、定められたルールにのっとり、企業などが応募者本人の適性と能力のみを判断の基準とする採用選考を行うことをいいます。

「出身地はどこですか。」「保護者の職業は何ですか。」などの応募者本人に責任のないことや、「尊敬する人物はいますか。」「どんな本を読むのが好きですか。」など、本来自由であるべきことを判断材料とすることは、公正な採用選考とはいえません。

<就職活動の流れ(例)>

1 求人票公開

・保護者や担任、進路担当者との相談 ・希望する企業等に関する情報収集

2 受験する企業等の決定 ・保護者や担任、進路担当者との相談

3 応募書類作成 → 応募 → 企業等から試験日程の通知

・全国高等学校統一用紙を使用

4 就職試験受験・採用選考開始期日（9月16日以降）

・選考方法（学科試験、作文、面接、適性検査など）

5 学校へ受験報告書の提出 ・できるだけ「正確に」「具体的に」「速やかに」報告

6 採否結果通知

<Q&A>

就職活動の中で、次のQ&Aを参考にして「おや？ これはおかしい。」と思うことがあったときは、担任または進路指導担当の先生に必ず報告してください。

Q 「早期選考」って何ですか？

A 選考開始期日を9月16日以降とする全国統一のルールに違反して、9月15日以前に採用選考を実施することです。

9月15日以前の職場見学などのときに、調査書や選考につながる書類を持参させたり、面接を行ったりすることは、早期選考になります。

Q 職場見学で注意することは何ですか？

A 応募する前に就職を希望する企業などを見学することは、とても大切なことです。仕事や職場への理解を深めることができ、応募する企業などを決定するとき大変参考になります。

しかし、職場見学では、担当者の案内で見学をしたときに応募者から質問などを行うことはできませんが、企業などが面接や学科試験など選考につながることを行う

のはルール違反になります。

また、企業などの担当者が、採用選考につながると考えられる質問をすることや、職場見学に関する書類以外の書類などの提出を求めることもルール違反です。

Q 「作文」や「面接」で企業などがたずねてはいけないことがあるのですか？

A あります。例えば、「私の家族」「私の生い立ち」など応募者本人の家庭環境に関するテーマや「私の尊敬する人物」など応募者の思想や信条に関わるテーマで作文を書かせるのは、不適正な出題です。

「面接」では、「本籍・出生地」「家族」「住宅状況」「生活環境・家庭環境」に関する事など応募者本人に責任のないことや、「尊敬する人物」「愛読書」など本来自由であるべきことについての質問は、不適正な質問です。

Q なぜ企業などは「本籍」をたずねてはいけないのですか？

A 面接時の質問や社用紙などに記入させた本籍情報、採用選考時に提出させた戸籍抄本をもとに身元調査が行われる可能性があるからです。そして、これらのことは、出身地などによる就職差別につながる可能性があります。

Q 「全国高等学校統一用紙」って何ですか？

A 厚生労働省、文部科学省、全国高等学校長協会が話し合っただけで決めた、公正な採用選考を行うための統一応募用紙です。

以前は、企業などが独自に作成した応募用紙（社用紙）が使用されていましたが、この社用紙の記載事項には、本籍地や家族状況、自宅付近の状況（地図）など応募者の適性や能力とは関係のない事項が多く含まれていたため、統一応募用紙が使用されるようになりました。

なお、採用が内定してから採用までの間に企業などに提出しなければならない書類は、「入社承諾書」だけです。

Q 採用選考時の「健康診断」はいけないのですか？

A 採用選考時に実施される、応募者の適性と能力を判断する上で必要のない「健康診断」は、その結果を判断の基準として使用することで就職差別につながるおそれがあります。

「健康診断」は、求人票に健康診断の目的と項目を明記するなど、応募者に対してその必要性についてあらかじめ十分な説明を行った上で実施することになっています。

Q なぜ学校へ報告書を提出するのですか？

A 学科試験、作文、面接、適性検査、健康診断などの選考方法・内容が、あなたの適性や能力を正しく評価する選考になっているかどうかを確認するためです。また、あなたの報告が後輩の就職活動の参考にもなります。

解説 公平・公正な社会をめざして(同和問題)

1 ねらい

生徒を就職差別から守るため、採用選考は本人の適性と能力に基づいて行われるという認識を持たせ、面接等の際に差別につながる質問などに気づかせることが大切である。このようなワークを通じて日ごろからの指導を丁寧に行う。

2 進め方

展開例 (50分 3～4人のグループを作る)

学習活動	指導上の留意点
<p>事前に「就職を希望するみなさんへ」を読み、必要な知識を得て、心構えをもつ。</p> <p>1 ワーク (各15分)</p> <p>事例1</p> <p>① 各自でAさんの事例を読む。</p> <p>② このことについてグループで、意見交換する。</p> <p>③ グループで出た意見を全体に発表し、共有する。</p> <p>事例2</p> <p>① 各自でBさんの事例を読む。</p> <p>② このことについてグループで、意見交換する。</p> <p>③ グループで出た意見を全体に発表し、共有する。</p> <p>事例3</p> <p>① 各自でCさんの事例を読む。</p> <p>② このことについてグループで、意見交換する。</p> <p>③ グループで出た意見を全体に発表し、共有する。</p> <p>2 まとめ (5分)</p> <p>① 学習を振り返って考えたことや感じたことを共有する。</p> <p>② まとめの話聞く。</p>	<p>○ 別紙「就職試験に係る事前指導のポイント」等を参考に注意点を説明する。</p> <p>○ 求人票の記載にない選考は不適正な選考であることを確認する。</p> <p>○ 性別による仕事従事の考え方に基づく差別について理解を深める。</p> <p>○ 求人票には、男女の区別についての記載がなく、自分の能力・適性に基づいて受験をした人の気持ちを考えていない面接官の意識に着目したい。</p> <p>○ 本籍地や家族の職業、家庭環境など本人の適性や能力に関係のない事柄を質問し、選考することは差別につながることを確認する。</p> <p>○ 面接等の際に差別につながる質問などに気づくことが重要であることを確認する。</p>

就職試験に係る事前指導のポイント

【参照】「公正な採用選考に関する受験報告書（様式例）」

生徒に対しては、生徒向け資料「◆就職を希望する生徒の皆さんへ◆ — 公正な採用選考を考えるためのQ & A集 — 」を使い、次の点に留意して十分に事前指導を行ってください。

① 面接または提出書類について

- **本籍・出生地**に関する事 「出身地を聞かれた。」等
 - **家族**に関する事 「保護者の職業、学歴、収入や家族構成を聞かれた。」等
 - **住宅状況**に関する事 「部屋数や近隣の施設を聞かれた。」等
 - **生活環境・家庭環境**に関する事 「生き立ちについて聞かれた。」等
 - **思想・信条**に関する事 「尊敬する人物や愛読書を聞かれた。」等
- ・ 生徒には、これらのことに関する質問や書類の提出が、なぜ就職差別につながるおそれがあるのか丁寧に説明してください。
 - ・ 応募用紙は、厚生労働省、文部科学省及び全国高等学校長協会が協議して定めた「全国高等学校統一用紙」（統一応募用紙）を使用することとなっています。統一応募用紙以外の書類の提出が求められる場合には、担任・進路指導担当者等へ報告するよう指導し、内容を確認してください。

② 作文について

- **家庭状況**に関する事 「私の家族」等
 - **思想・信条**に関する事 「私の尊敬する人物」等
- ・ 応募者本人に責任のない事項（家庭状況）や、本来自由であるべき事項（思想・信条）は、出題してはいけないことになっています。

③ 健康診断について

- ・ 採用選考時に実施される健康診断は、応募者の適性と能力を判断する上で必要のない個人情報（色覚特性など）を知られる可能性があり、就職差別につながるおそれがあります。
- ・ 健康診断は、求人票に目的と項目を明記するなど、応募者に対してその必要性についてあらかじめ十分な説明を行った上で実施することが求められていますので、事前に説明することなく実施された場合には注意してください。

④ 学校への受験報告書の提出について

- ・ 様式例を参考にして**受験報告書**を作成し、不適正事案等の有無にかかわらず**受験した生徒全員に提出させてください**。
- ・ 応募者本人の適性や能力を正しく評価する選考になっているかどうかを確認するため、報告書はできるだけ「正確に」「具体的に」「速やかに」提出するよう指導してください。

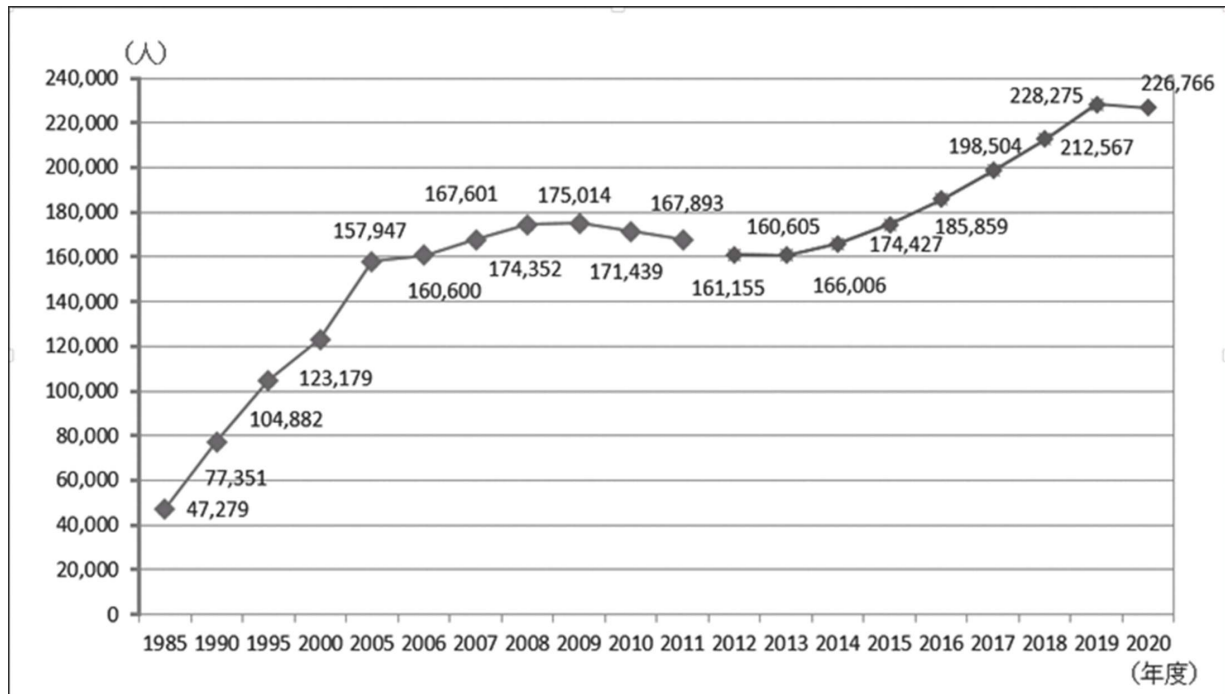
5 多文化共生社会の実現に向けた一歩

神奈川県ではたくさんの外国人が生活をしています。私たちは「多文化共生社会」の実現を掲げる神奈川県の一員として、一人ひとりが多様な文化や民族の違いを理解し、認め合うことが重要です。共生社会の実現に向けて、私たち一人ひとりができることを考えていきましょう。

ワーク 1

(1) 表 1 から読み取れることや気がついたことをグループで話し合い、その内容をまとめましょう。

表 1 県内の外国人数の推移



「県内の外国人数の調査結果について」(神奈川県国際文化観光局国際課)より

※ 住民基本台帳上の外国人数は、2011年度までとそれ以降では制度上の対象が一部異なり、単純に比較できません。

(2) 表2から読み取れることや気がついたことをグループで話し合い、その内容をまとめましょう。

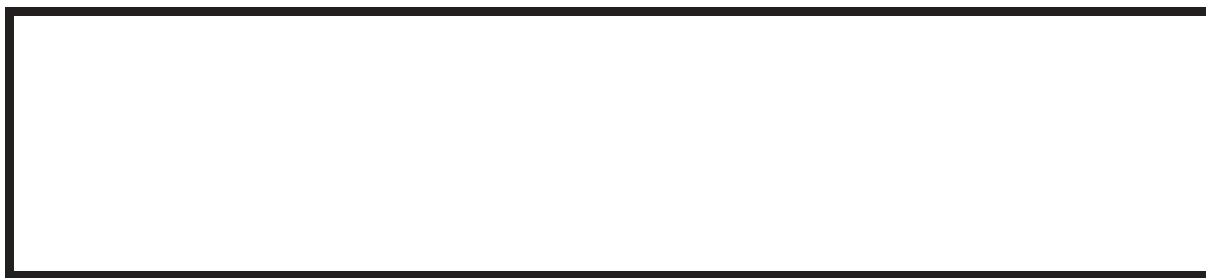
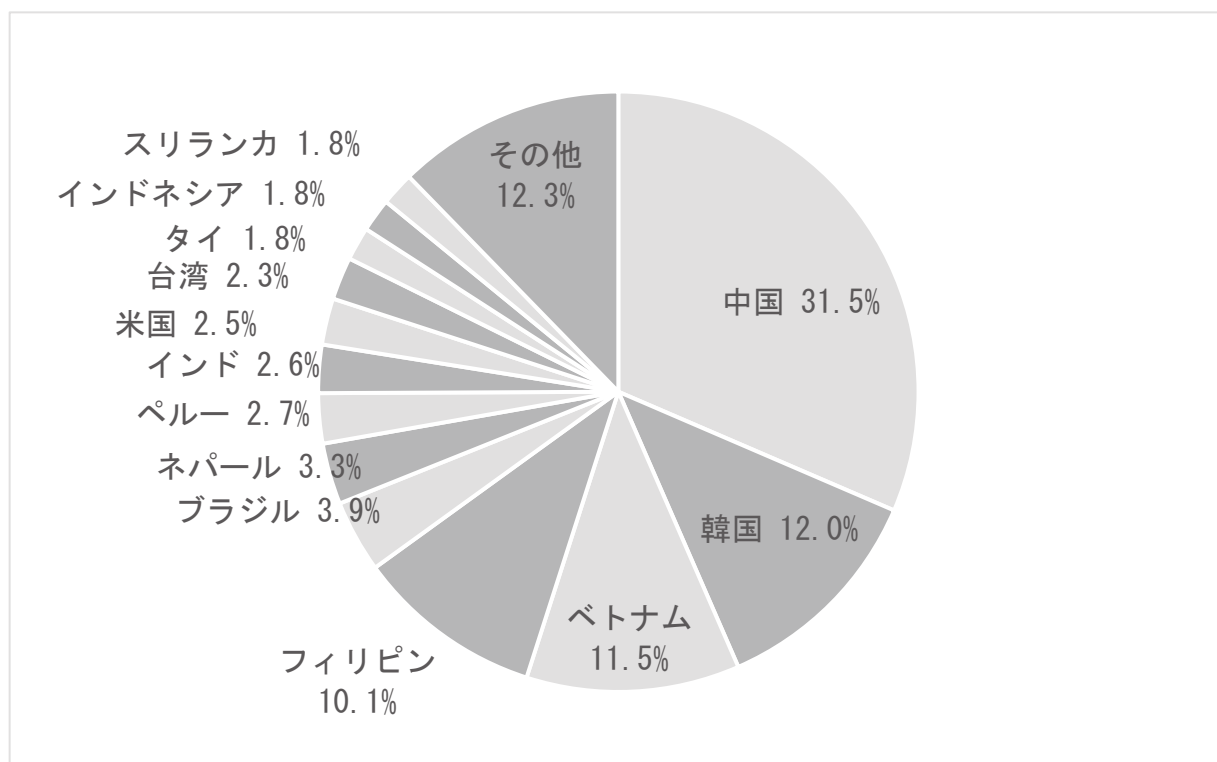


表2 令和2年度主要国籍（出身地）別外国人数の割合



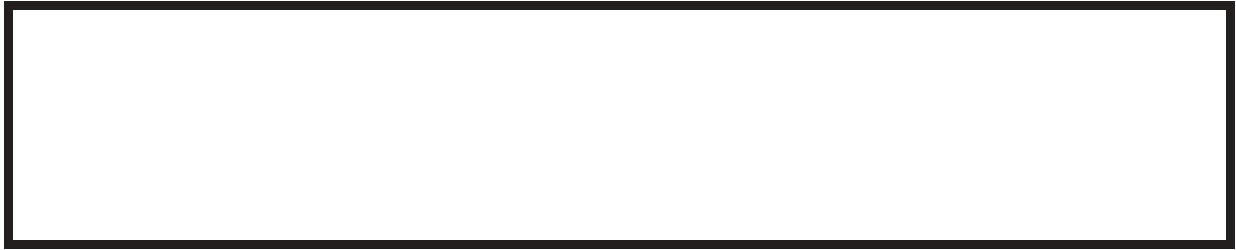
「県内の外国人数の調査結果について」（神奈川県国際文化観光局国際課）より

(3) 日本で生活する外国人がどのようなことに困っているかを考えましょう。



ワーク 2

(1) 次の3種類の案内から感じたことや気がついたことをまとめましょう。



「多言語支援センターかながわ」の案内（神奈川県国際文化観光局国際課）

日本語

外国籍県民や来県外国人が安心・安全に過ごすことができる環境をつくり、多文化共生社会を実現するため、「多言語支援センターかながわ」を設置し、多言語による情報支援を行います。

ルビ付き

がいこくせきけんみん らいけんがいこくじん あんしん あんぜん す
外国籍県民や来県外国人が安心・安全に過ごすことができる環境をつくり、多文化
きょうせいしやかい じつげん たげん ごしえん
共生社会を実現するため、「多言語支援センターかながわ」を設置し、多言語による
じょうほうしえん おこな
情報支援を行います。

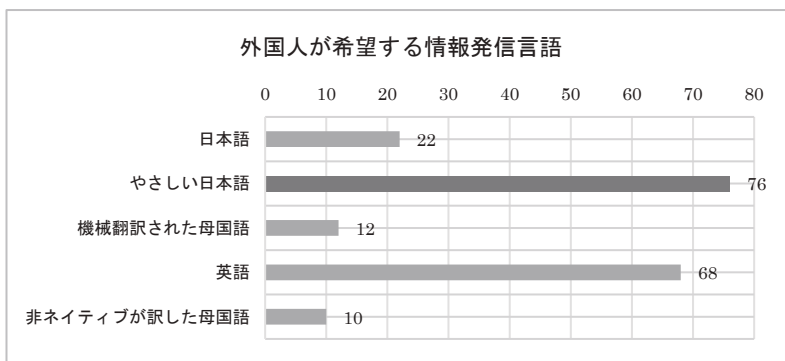
やさしい日本語

外国人（がいこくじん）が 安心（あんしん）・安全（あんぜん）に 生活（せいかつ）
するために、いろいろな ことばで 情報（じょうほう）を おしえます。

(2) 「やさしい日本語」を考える

日本で生活する外国人に対する情報提供の手段として「やさしい日本語」があります。「やさしい日本語」は、難しい言葉の言い換えなど、相手のことを考えたわかりやすい日本語のことです。「やさしい日本語」での情報発信を求める外国人も多く（表1）、私たちにとっても取り組みやすい支援の1つです。

表3 外国人が希望する情報発信言語



出典：在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン（出入国在留管理庁、文化庁）をもとに作成

○ 次の言葉をやさしい日本語に書き換えてみましょう。

- ① ご出身はどちらですか。 → ()
- ② 無料で借りられます。 → ()
- ③ こちらに記入してください。 → ()
- ④ ご利用はお控えください。 → ()
- ⑤ 三者面談をします。 → ()
- ⑥ 在留カード以外はいりません。 → ()
- ⑦ 直ちに避難してください。 → ()
- ⑧ 医療従事者が優先です。 → ()

(3) (1)、(2) の活動もふまえた上で「やさしい日本語」を作るためのポイントを考えましょう。

解説 多文化共生社会の実現に向けた一歩

1 ねらい

世界的にグローバル化が叫ばれて久しい昨今、神奈川県における外国籍県民の人口は増加の一途をたどる。

彼らが日本に来た背景は多岐にわたり、一様に語ることはできない。しかし、同じ神奈川県民としてともに生活していくことは、すべての人が幸せに生きていくための社会参画における当然の流れになっていくだろう。言わばそのスタンダードに生きていく子どもたちにとり、意識を培うことがよりよい社会を担う人材になるための「基本」であり、それを支援することもまた「基本」となることが大変重要である。

現状を大観し、すべての人がその当事者であると認識することが、多文化共生社会の実現に向けた第一歩となるのではないだろうか。

2 進め方

展開例（50分 3～4人のグループを作る）

学習活動	指導上の留意点
1 ワーク1 (25分) ① (1)、(2)について、表から読み取れることを話し合う。 ② (3)について、①の活動をふまえた上で外国人の困りごとについて考え、グループ内で共有する。	○ それぞれの表から読み取れることを絡めて、外国人の困りごとについて考えるように促す。 ○ 外国人の立場で想像するように促す。 ○ グループで共有した内容も含めてワークシートをまとめさせる。
2 ワーク2 (25分) ① (1)、(2)について各自で取り組む。 ② 「やさしい日本語」の概要について理解する。 ③ (3)について、(2)の活動をふまえた上で「やさしい日本語」の作り方について考える。	○ 相手の母語が分からなくても、コミュニケーションを取る方法があることの理解を促す。 ○ ワークに取り組みながら、「やさしい日本語」の特徴について考えるよう促す。 ○ 「やさしい日本語」の基礎的なポイントについて丁寧に説明する。

3 解説

ワーク 1 について

(1) 神奈川県内の外国人数の推移

神奈川県の大留外国人数は全都道府県の中かで第 4 位である。(令和 3 年現在) 令和 3 年 6 月 28 日記者発表資料によると令和 3 年 1 月 1 日現在の外国籍県民 226,766 人であり、県民(9,239,411 人)の約 41 人に 1 人が外国籍県民ということになる。

日常生活においても外国人や外国文化にふれる機会がたくさんある。そういった実感もふまえて、「多文化共生」が社会におけるスタンダードになっていくであろうことについて、理解を促す。

(2) 主要国籍(出身地)別外国人数の割合

「外国人」という言葉だけでは括れないことの理解を促す。彼らがつルーツや背景は多岐に渡り、それによって困難に感じていることや求める支援も変わることになる。

(3) 外国人は何に困っているだろうか

(1)、(2)をふまえて、外国人の日常生活について想像させたい。私たちにとっては些細なことでも、外国人にとっては、文化的な理由や宗教的な理由で配慮が必要となることもある。また、大留割合の低い国では同じルーツをまつ仲間などを作ることが難しく、必要な情報が得られなかったり、困ったときに相談する相手がいなかったりすることも考えられる。

ワーク 2 について

「やさしい日本語」の研究は、阪神淡路大震災から始まった。阪神淡路大震災において、兵庫県の被災地の死者等の人的被害を日本人と外国人で比べてみると、明らかに外国人の方が高い割合で被害を受けていることがわかる。この現実が「やさしい日本語」研究の契機となったのである。

災害だけでなく、日常の中にある困難はできる限り早く解決したいという思いは何人も同じである。もちろん外国語で相談に乗ることや情報提供をすることも必要な支援であるが、必ずしも必要な人材や環境が整っているわけではない。その中で誰もが挑戦できる支援として「やさしい日本語」は重要な役割を果たすことを理解させたい。また、日本語での支援であることから生徒の積極的な挑戦も促したい。

(1) 「やさしい日本語」の実際

実際に使われている「やさしい日本語」から、どのように伝えればわかりやすいかを考える。人によって「読む・書く・話す・聞く」の力に差があることから、ルビの重要性について触れたい。

(2) 「やさしい日本語」を考える

「やさしい日本語」の作り方については(3)のワークで説明する。ここでは外国人の立場を想像することを重視する。また、下記は模範として示し、多様な「やさしい日本語」を期待したい。

- ① 「あなたの^{くに}国はどこですか。」 「どこの^{くに}国から^き来ましたか。」
- ② 「借りられます。^{かね}お金はいりません。」
- ③ 「ここに^か書いてください。」 「この^{かみ}紙に^か書きます。」
- ④ 「^{つか}使わないでください。」 「^{つか}使うのはだめです。」
- ⑤ 「3^{にん}人で^{はな}話します。」 「あなたと^{かあ}お母さん（^{とう}お父さん）と^{わたし}私で^{はなし}話をします。」
- ⑥ 「^{ざいりゅう}在留カードをもってきてください。」
- ⑦ 「^にすぐに^に逃げてください。」
- ⑧ 「^{びょういん}病院で^{はたら}働いている^{ひと}人が^{さき}先です。」

(3) 「やさしい日本語」の作り方

(1)、(2)の活動をふまえて「やさしい日本語」の作り方について考える。下記の資料を参考に「やさしい日本語」の作り方について説明する。この活動のあとに改めて(1)、(2)について考えを促してもよい。

○ 「はさみの法則」

「はっきりと言う」「さいごまで言う」「みじかく言う」

○ 「です、ます」を使う。

文の切れ目がはっきりする。

○難しい言葉を避け、簡単な語彙を用いる。

例：早朝→朝の早い時間、記載→書いてあります、倒壊→壊れた

○漢字をたくさん使わない。漢字にはルビを振る。

○曖昧な表現はしない。

「たぶん」、「おそらく」などの断定を避ける表現を用いると、伝わりづらくなります。

「やさしい日本語」の作り方については、あくまで本ワークは導入と位置付ける。より詳しい内容について『やさしい日本語』でつながるコミュニケーション・シート（神奈川県立国際言語文化アカデミア）などの資料を用いた授業につなげていきたい。

<引用文献>

- ・「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」 出入国在留管理庁・文化庁
- ・「県内の外国人数の調査結果について」 神奈川県国際文化観光局国際課
- ・「多言語支援センターかながわ」 神奈川県国際文化観光局国際課

<参考資料>

- ・『多文化共生社会』の現状と可能性 阪神大震災と外国人
外国人地震情報センター 編 明石書店 平成8年1月
- ・「地域活動・多文化共生 やさしい日本語」 東京都生活文化局 ウェブサイト
- ・「やさしい日本語ツーリズム研究会」 ウェブサイト
- ・『やさしい日本語』でつながるコミュニケーション・シート
神奈川県立国際言語文化アカデミア
- ※ 神奈川県立国際言語文化アカデミアは令和3年3月末をもって廃止
- ・『やさしい日本語』の手引き 静岡県くらし・環境部県民生活局多文化共生課
- ・「使ってみよう『やさしい日本語』」 福岡市総務企画局国際部国際政策課
- ・「NEWS WEB EASY」 NHK ウェブサイト
- ・「地域で暮らす外国人と『やさしい日本語』で話してみましよう！」
一般財団法人自治体国際化協会宮城県支部

6 仕事や住まいを失うこと

平成 14 年 8 月にホームレスの自立の支援等に関する特別措置法が施行されました。この法律において、ホームレスは「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」と定義づけられました。厚生労働省が令和 3 年 1 月に実施した調査では、全国のホームレスの数は 3,824 人となっており、都市部に集中していることが示されました。平成 15 年 1 月に初めて実施された調査では、25,296 人でしたので、21,472 人減少したことになります。

しかし、今ではこの数値に反映されないいわゆるネットカフェ難民等が急増し、こうした見えないホームレスの数を合わせると、今もなお、多くの人が不安定な場所で夜を過ごしていると考えられます。

ワーク 1

(1) ホームレスとなった状態での生活は、どのようなことで困るか考えてみましょう。

(2) ホームレス状態になる経緯は、仕事を失う、借金や病気、家族との離別など、人それぞれです。きっかけは様々ですが、共通しているのは、問題が起こったその時に、頼ったり、相談したりする人や場所、または機会がなかったということです。これは誰にでも起こり得ることです。もし、ホームレスであることを理由に、侮辱されたり、暴力を振るわれたり、差別されたりしたならば、その人はどのような気持ちになるか考えてみましょう。また、グループで話し合ってみましょう。

(3) ホームレスの問題を解決するためにどのような対策が必要か書いてみましょう。

ワーク 2

次の文章は、湯浅誠さんの著書『『なんとかする』子どもの貧困』から抜粋したものです。文章を読んで、後の質問に対して答えてみましょう。

上から見てもわからない

たらいに水が溜まらない。どこかから漏れているらしい。さてどうするか。

下から見ればいい。たらいの上から目を凝らしても、漏れている箇所は見つからない。たらいの下から見れば、どこから漏れているか、一発でわかる。貧困対策と地域づくりの関係は、ここに示されている。

ふつうにしていれば大丈夫。じゃあふつうじゃなくなったら？

私たちの多くは、なんとか暮らしている。なんとか暮らせていると、なかなか世の中の穴には気づかない。「ふつうにしていればなんとかなるはずなのに、どうしてなんともならない人間が生まれるのか」と不思議に感じてしまう。「何も問題はないはずなのに」と。

しかし、いったん歯車が狂い始めると、「何も問題はない」どころか、「問題だらけ」であることに気づいたりする。それは、自分がトラブルに見舞われた場合にかぎらない。家族の誰かが病気をする、高齢の親がケガをする、認知症になる、子どもが保育園に入れない、障害や難病を抱えて生まれた、大学受験や就職に失敗したことがきっかけでひきこもってしまった、等々が起こると、①「ふつうにしていればなんとかなるはず」とついこの前まで感じていた自分が、突然遠い存在に感じられる。

たらいを共有してしまっている以上は

たらいの穴から落ちるまでは、まさか自分が落ちるなどと思わず、穴にさえも気づかない。穴から落ちて初めて、穴があったことに気づく。一生、落ちない人もいる。その人は幸せだ。他方、「まさか」ということになる人もたくさんいる。

だから、穴に落ちた人は貴重だ。穴のありかを教えてくれるから。別にえらいわけではない。うまく説明してくれるとも限らない。しかしその存在が、私たちに穴のありかを教えてくれる。

そして、穴がわかり、穴がふさがれば、今後そこから落ちる人がいなくなる。それは、単なる「弱者救済」を超えて、たらいを共有するすべての人の利益となる。だからそれは、②自分たちの負担において誰かを助けるという話ではない。そうではなく、自分たち自身が助かるために必要なことだ。水も漏らさぬ地域づくり、社会づくりができれば、私たちはどれだけ安心して暮らせることだろう。きっと、いくら貯金しても足りないと感じる不安や焦りからも解放されて、消費も伸びることだろう。

(1) 湯浅さんは、貧困について①のように表現し、誰にでも起こり得る問題として
います。さらに、②のように貧困の解決のためできることを挙げています。水も漏らさぬ地域づくり、社会づくりに必要なことは何か考え、書いてみましょう。

(2) 水も漏らさぬ地域づくり、社会づくりのため、あなたにできることは何か考えてみましょう。

あなたの考え

(3) グループで話し合ってみましょう。

グループで出した意見など

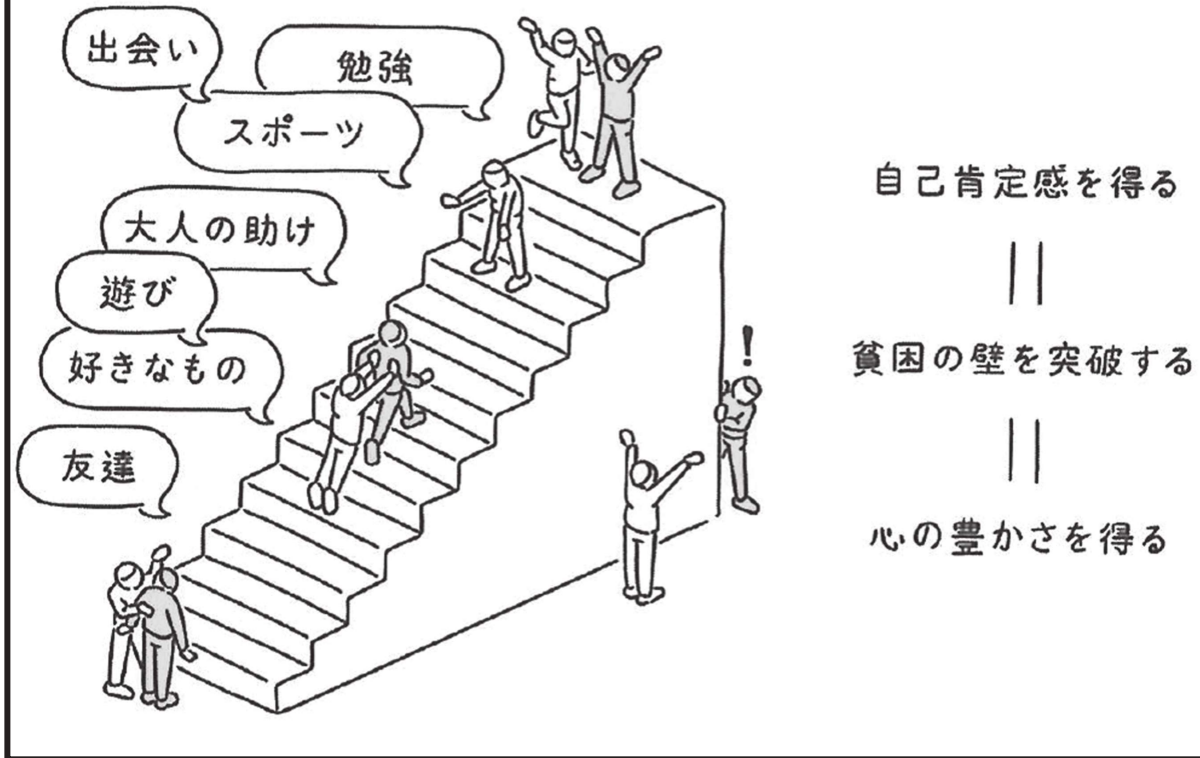
ワーク 3

次の文は、石井光太さんの著書「本当の貧困の話をしよう」から抜粋したものです。

僕がずっと自己否定感でなく、自己肯定感を得ようと言っているのは、それが貧困から脱する方法であるのと同時に、心の豊かさを手に入れる方法でもあるからだ。

とはいえ、今の日本にはまだ貧困の問題があり、苦しんでいる人たちがたくさんいる。君にしたって、自分の生活さえ良ければいいとは考えないよね。貧困問題を解決することは、日本を住みやすい国にすることであり、君をより幸せにすることでもある。

未来をつくる方程式



挿絵は、寄藤 文平氏によるものです。

(1) 「未来をつくる方程式」にある絵の中にある、“出会い” “勉強” “スポーツ” “大人の助け” “遊び” “好きなもの” “友達” はあなたの未来をつくる上でどんな役割を果たすか書いてみましょう。また、あなたの未来をつくる上で他に大切にしたいものがあれば書いてみましょう。

(2) 本日の学習をとおして、学んだことや未来をつくるためにあなたが考えたことを書いてみましょう。

解説 仕事や住まいを失うこと

1 ねらい

「ホームレス状態」に至るまでの経緯は、様々な背景が複雑にからんでおり、「ホームレス状態」に至る理由の一つひとつ（失業、病気、けが等）は、誰にでも起こり得る事であり、自分自身でコントロールすることが困難な出来事でもあることに気づかせたい。そして、ホームレスの問題は決して他人事ではないこと、身近な問題であることを理解できるよう学習を進める。また、ホームレス状態を自分自身にも起こり得ることとしてとらえ、ホームレス状態であることを理由に、差別や偏見の目にさらされる人々の気持ちに寄り添うことで人権意識を育むとともに、ホームレスをなくすのは、地域社会全体の問題であり、そうした地域社会をつくるために自分ができることがあることに気づかせるよう留意する。

2 進め方

展開例（50分 3～5人のグループを作る）

学習活動	指導上の留意点
1 ワーク1 (20分) ① ホームレスとなった状態で困ることを考えてみる。 ② 差別、誹謗中傷、暴力について考え、グループで話し合う。 ③ ホームレスの問題の解決のためにどんな対策が必要か考えてみる。	○ ホームレスは誰にでも起こり得ることがきっかけであることを理解するよう促す。また、そうした生活に陥った人の気持ちを考え、差別、誹謗中傷、暴力することについて意見交換して他者の意見を聞いて、自分の行動に生かすよう促す。
2 ワーク2 (20分) ① 文章を読んで、地域づくり、社会づくりに必要なことを考える。 ② 自分にできることは何か考え、グループで話し合う。	○ 貧困に直面することは「誰にでも起こり得ること」であり、それは社会の構造的な問題であることに気づくよう促す。 ○ 地域社会の一員としてできることがあることを理解するよう促す。
3 ワーク3 (10分) ① 文章や絵を見た上で、気づいたことや考えたことを書く。	○ 未来をつくるために大切なことは何かを考えるよう促す。時間があればグループで話し合ってもよい。

3 解説

(1) ワーク 1 について

仕事を失うことや借金、病気、人間関係の悪化といった、自分にも起こり得る困難がきっかけとなり、ホームレスとなることに気づかせたい。

また、そのような生活における困難のただ中にあるホームレスの人々の気持ちに寄り添い、差別や暴力を受ける人の気持ちを理解し、自分のとるべき行動を考えさせたい。さらに、そうした状況とならないようにすることが地域社会にとって必要であることを考えさせたい。

(2) ワーク 2 について

ワーク 1 で考えたことを踏まえながら、そうした状況にならないためには「ふつうにしていれば大丈夫」ではないことを知り、今自分ができる地域づくり、社会づくりに必要なことを考えるよう促す。グループで意見を交換して深めるようにしてもよい。

さらに、水も漏らさぬ地域づくり、社会づくりのために自分ができることを考えるよう促す。

(3) ワーク 3 について

どんな未来を考え、そのために必要なことは何かを考える。心の豊かさを得ることが重要であることに気づかせ、そのためにできることを考える。未来を描くことは自分であることに気づかせたい。

<引用文献>

- ・『なんとかかする』子どもの貧困 湯浅誠 著 角川新書 平成 29 年 9 月
- ・「本当の貧困の話をしよう」 石井光太 著 文藝春秋 令和元年 9 月
挿絵：寄藤文平 作

<参考資料>

- ・「ホームレス・貧困問題を解決し、誰もが生きやすい社会をつくる～ホームレス問題の現状」 認定NPO法人ビッグイシュー基金
<https://bigissue.or.jp/homeless/>

7 デートDVを防ぐコミュニケーション

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、結婚している夫婦間で起こるだけではなく、若い恋人同士でも起こります。恋人同士の間で起こるDVのことを「デートDV」といいます。「デートDV」について知り、被害者にも加害者にもならないようなコミュニケーションを学びましょう。

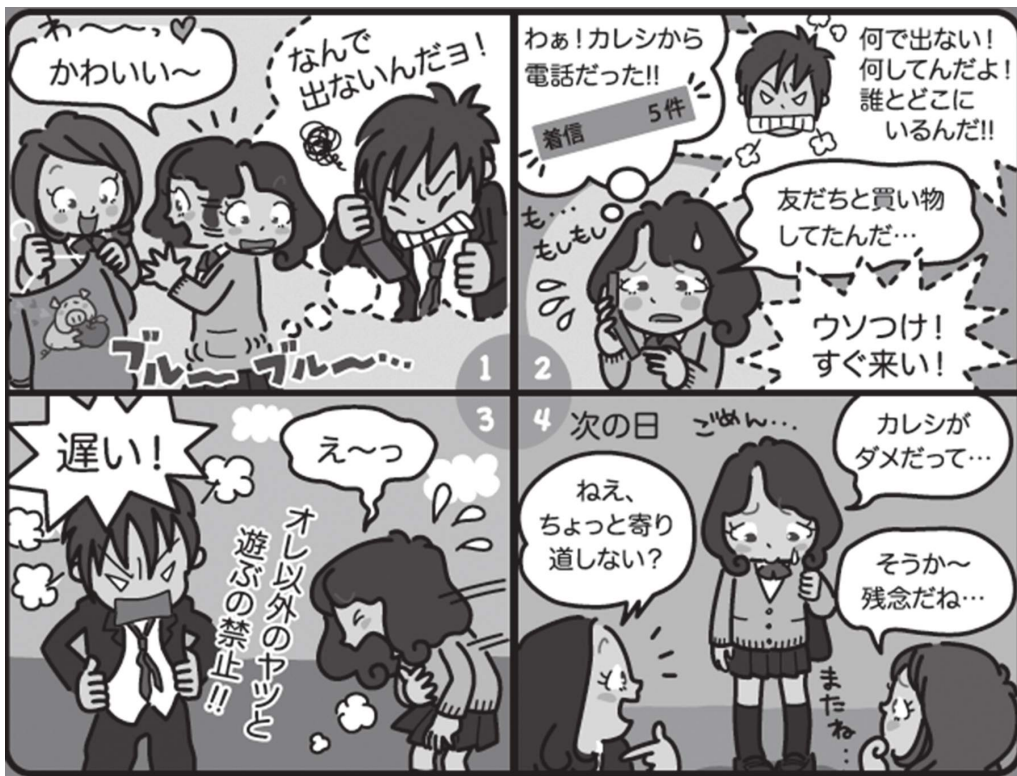
ワーク 1

(1) 次の漫画を見て、それぞれの場面で彼氏と彼女の気持ちを考え、下の枠内に書いてみましょう。

1 彼氏

2 彼氏：

彼女：



「超カンタンデートDVの基礎知識」エンパワメントかながわ

3 彼氏：

彼女：

4 彼女：

(2) 次の漫画を読んで、彼氏の気持ちを考え、書いてみましょう。



内閣府ホームページより https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/violence_research/yobou/kyozai.html

(3) (1) (2) にある漫画の中で、デートDVにあたると思う言動を考え、書いてみましょう。

(4) (3) について、デートDVにあたると思う言動をグループで話し合い、まとめましょう。また、デートDVが起こる原因について考えてみましょう。

[グループで話し合ったデートDVにあたる言動]

[デートDVが起こる原因]

ワーク 2

どのような言動が「デートDV」にあたるか、またどのような原因が考えられるかは理解できましたか？「デートDV」の被害者にも加害者にもならないために、相手との良好な関係の作り方を学びましょう。

(1) 次のような状況のときに、あなたなら、どのような声をかけますか。

① 友だちや彼氏、彼女が待ち合わせに遅れてきたとき。

② 机に出しっぱなしの荷物をしまっけて欲しいとき。

③ クラスの友人に勉強を教えて欲しいとお願いをするとき。

(2) まわりの人と(1)を共有し、言い方について気がついたことを書いてみましょう。また、相手が不快にならない言い方を考えてみましょう。

(3) 次の Youメッセージを右側に Iメッセージに変えてみましょう。

① あんまり連絡を返してくれない人に…

「もっと連絡をこまめにして！」	
-----------------	---

② ヘッドホンで大音量で聞く人に…

「ちょっと音量を下げてもらえませんか」	
---------------------	---

③ いつも頑張っている人に…

「いつも頑張っていてすごいよね！」



ワーク 3

(1) 自分の考えていることをうまく伝えることで、相手と良好な関係を作ることができます。デートDVについて、どのようにしたら防止できると思いますか。

(2) (1) について、グループで共有し、他人と良好な関係をつくるにはどのようにしていくべきかを考えてみましょう。

まとめ

デートDVを防ぐには、自分の気持ちを適切に表現しながら、安心できる関係を築いていく必要があります。安心できる関係とは、意見が違ったとき、安心して互いの意見を伝え合い、相談できたり、2人の時間だけではなく、自分や相手のプライベートな時間も大切にできたりする関係です。また、嫌なことについては、「NO」と言える、相手が嫌がることはしないということや、2人の関係が、「上下」「主従」の関係になっていないかにも注意してみましょう。

ワーク 4

今回の学習をとおして、感じたこと、考えたことを記入しましょう。

解説 デートDVを防ぐコミュニケーション

1 ねらい

身体的な暴力だけではなく、精神的な暴力や経済的な暴力、性的な暴力もデートDVにあたることに気づかせる。また、恋人同士に限らず、他人と意見が違ったときに安心して意見を伝え合い、相談できる関係を作れるようなコミュニケーションを学び、デートDVをはじめ、他人との関係の築き方について、主体的に考える。

2 進め方

展開例（50分 3～4人のグループを作る）

学習活動	指導上の留意点
1 ワーク1 (15分) ① (1)(2)の漫画を見て、彼氏、彼女がそれぞれどのような気持ちであるかを考える。 ② 個人で(3)に取り組む。漫画の中で、どのような行為がデートDVにあたるかを考える。 ③ (3)で考えたことを、(4)においてグループで共有し、個人ワークだけでは思いつかなかったことや気づかなかったことを話し合い、考えを深める。	<ul style="list-style-type: none">○ (1)では、自分が彼氏、彼女の立場に立ち、同じ状況になったときにどのように感じるかを具体的に考えさせる。また、なぜそのような言動をしてしまうのかということを考えさせることで、デートDVが身近にあることを感じさせる。○ また(2)では、デートDVは男女関係なく起こり得ることに気づく。○ 「暴力」には、殴る、蹴るなどの<u>身体的暴力</u>以外にも、大声で怒鳴る、交友関係を制限するなどの<u>精神的暴力</u>、外で働かせない、デート費用を全く払わないなどの<u>経済的な暴力</u>、嫌がっているのに、性的な行為を強要する<u>性的な暴力</u>があることを説明する。○ デートDVの防止にはお互いのコミュニケーションも大事であることを確認し、ワーク2に入る。
2 ワーク2 (25分) ① 個人で(1)に取り組んだあと、グループまたは数人で話し合い、自分の考えたことを共有	<ul style="list-style-type: none">○ (1)では自分だったらどのような言葉で相手に伝えるかを考えさせる。(2)では、数人で共有する中で、不快にならな

<p>する。また、不快にならない言い方を話し合いながら考える。</p> <p>② (1)(2)終了後、YouメッセージとIメッセージがあることを説明し、YouメッセージからIメッセージに変換する。</p> <p>3 ワーク3 (7分)</p> <p>① 相手への意見の伝え方によって受け取り方が変わるということをもまえ、デートDVを防止するためにはどのようなコミュニケーションを取っていくべきかを考える。</p> <p>② デートDVのみならず、普段から他人との関係づくりで工夫できることや注意することなどを考え、数人で共有する。</p> <p>4 ワーク4 (3分)</p> <p>① 今回の授業をとおして、学んだことや印象に残ったことなどを記入する。</p>	<p>い言い方があることに気づかせる。みんなが同じような言い方だった場合は、「不快にならない言い方」がないかどうかを考える。</p> <p>○ Youメッセージとは、相手（You）を主語にした表現のことで、「あなたは〇〇しなさい」「どうして（あなたは）××なの」という表現で伝えると、聞く人は「自分が非難された」と感じやすい。これをIメッセージで表現すると、「〇〇してくれないと（私が）心配なんだ」「××してくれると（私が）助かるよ」というように、相手を「評価・非難」する印象が弱まる。</p> <p>○ 自分の気持ちを適切に相手に伝えることが重要なコミュニケーションのひとつであることをふまえながら考える。</p> <p>○ 時間があれば、何人かに発表させたりグループで発表させたりしてもよい。</p> <p>○ 時間があれば、何人かに発表させたりグループで発表させたりしてもよい。</p>
---	--

(参考資料)

1 暴力について (政府広報 https://www.gov-online.go.jp/cam/no_dvca/dv01/)

暴力には、殴る、蹴る以外にも以下のように様々なことを指します。

身体的暴力 平手でうつ、げんこつで殴る、足で蹴る、髪をひっぱる、首をしめる物を投げつける、腕を強くつかむ、強くゆする

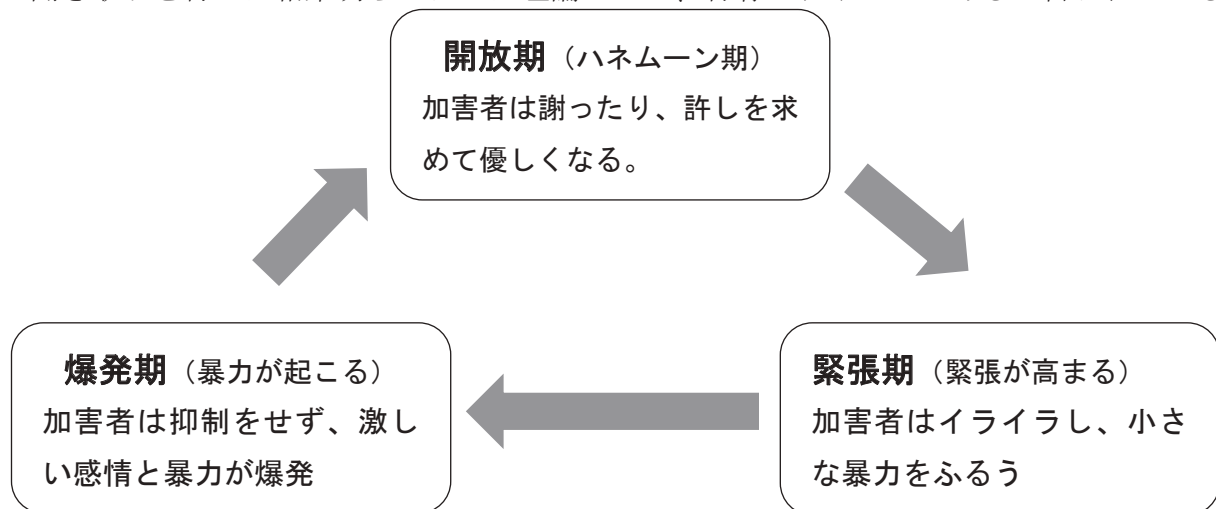
精神的暴力 大声でどなる、何を言っても無視して口をきかない、人の前でバカにしたり、命令するような口調で物を言ったりする、子どもに危害を加えると言っておどす、実家や友人とつきあうのを制限する

性的暴力 無理矢理アダルトビデオ等を見せる、性行為を強要する、避妊に協力しない

経済的暴力 生活費を渡さない、勝手に借金を作り返済を強制する

2 DVサイクルについて

DVには、アメリカの心理学者レノア・ウォーカーが多くのDV被害を受けた女性から、聞き取りを行った結果明らかにした理論として、特有のサイクルがあると言われている。



このサイクルが繰り返されると、被害者は自分ではどうしようもない、と無力感をもつようになる。被害者は、加害者から逃げられない、離れられないと思うようになり、長い間、加害者のもとにとどまってしまう。また、「好きだから」「嫌われたくないから」という気持ちが先だって、自分では暴力と気づけないこともある。

3 DVを受けても逃げられない、助けを求められない原因

無力感 被害者は暴力を振るわれ続けることにより、「自分は夫（彼氏）から離れることができない」「助けてくれる人は誰もいない」といった無気力状態に陥ることもある。

複雑な心理 「暴力を振るうのは私のことを愛しているからだ」「いつか変わってくれるのではないか」との思いから、被害者であることを自覚することが困難になっていることもある。

経済的問題 夫の収入がなければ生活することが困難な場合は、今後の生活を考え逃げるできないこともある。

子どもの問題 子どもがいる場合は、子どもの安全や就学の問題などが気にかかり、逃げることに踏み切れないこともある。

失うもの 夫から逃げる場合、仕事を辞めなければならなかったり、これまで築いた地域社会での人間関係など失うものが大きいこともある。

4 被害者に与える影響

被害者は暴力により、ケガなどの身体的な影響を受けるにとどまらず、PTSD (post-traumatic stress disorder: 心的外傷後ストレス障害) に陥るなど、精神的な影響を受けることもある。また、暴力を目撃したことによって、子どもに様々な心身の症状が表れることもある。また、暴力を目撃しながら育った子どもは、自分が育った家庭での人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもある。

5 デートDVチェック表

こんなことをされていない? していない? チェックしてみよう

精神的 暴力	<input type="checkbox"/> 怒鳴る、高圧的にものを言う。	
	<input type="checkbox"/> 「何もできないくせに」等、人格を否定するようなことを言う。	
	<input type="checkbox"/> うまくいかないことをすべて相手のせいにする。	
	<input type="checkbox"/> 「死んでやる」「別れる」などと脅す。	
	<input type="checkbox"/> 長時間無視する。	
	<input type="checkbox"/> 物を投げたり、壊したりする。	
経済的 暴力	<input type="checkbox"/> 生活費を渡さない。	
	<input type="checkbox"/> 借金を重ねる。	
社会的 暴力	<input type="checkbox"/> 携帯をチェックしたり、行動を厳しく監視したりする。	
	<input type="checkbox"/> 友人とのつきあいや外出を制限する。	
性的 暴力	<input type="checkbox"/> いやがっているのに性行為を強要する。	
	<input type="checkbox"/> 避妊に協力しない。	

こんな影響がでていない?

心身へ の影響	<input type="checkbox"/> 常に相手の機嫌をうかがってしまう。	
	<input type="checkbox"/> 相手と一緒にいると苦しい。	
	<input type="checkbox"/> 相手が怒るのは自分が悪いからだと思う。	
	<input type="checkbox"/> 気分の落ち込み、うつ、不眠、食欲不振等、心身に不調がでている。	

<引用文献>

- ・「超カンタンデートDVの基礎知識」 認定NPO法人エンパワメントかながわ
- ・内閣府ホームページ https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/violence_research/yobou/kyozai.html

性暴力の被害にあったら？

- いやだと声を出す
- その場から逃げる・距離をとる
- 相手からの連絡に返信しない
- 信頼できる人に相談する
(担任の先生、養護の先生、スクールカウンセラー、保護者など)

あなたは決して悪くありません。

被害にあった時に、体が固まる、声が出せないことはよくあります。

ひとりで抱え込まないで、信頼できる人に助けを求めましょう。



ひとりで抱え込まずに話してみよう

相談先

もし、性暴力にあってしまったら、友達が性暴力にあったら、性暴力を目撃したら、ひとりで抱え込まないで、だれかに話してみよう。もし、周りの人に話せないときは、あなたを助けてくれるところがあります。

信頼できる人に話そう

- 担任の先生、養護の先生、スクールカウンセラー
- 保護者、そのほかの身近な人 など

あなたを助けてくれるところ

性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター
(全国共通短縮番号)
は や く ワンストップ
8 8 9 1

性犯罪被害相談電話
ハートさん
(全国共通短縮番号)
は - と さん
8 1 0 3